

令和4年千代田区議会第2回定例会議事速記録（第1481号）《未定稿》

◎日 時 令和4年6月30日（木）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（23人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	桜井	ただし	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	大坂	隆洋	議員
14番	池田	ともり	議員
15番	山田	丈夫	議員
17番	永田	壮一	議員
18番	たかざわ	秀行	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	小林	やすお	議員
25番	小林	たかや	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	樋口 高 頭 君
副 区 長	坂田 融 朗 君
保健福祉部長	細越 正 明 君
地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美 江 子 君

地域振興部長	清水章君
文化スポーツ担当部長	恩田浩行君
環境まちづくり部長	印出井一美君
まちづくり担当部長	加島津世志君
政策経営部長	古田毅君
デジタル戦略担当部長	村木久人君
財産管理担当部長	大森幹夫君
行政管理担当部長	中田治子君
会計管理者	大矢栄一君
総務課長	石綿賢一郎君
企画課長	夏目久義君
財政課長	中根昌宏君

(教育委員会)

教育長	堀米孝尚君
子ども部長	亀割岳彦君
教育担当部長	佐藤尚久君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河合芳則君
-------------	-------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	門口昌史君
----------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	小川賢太郎君
事務局次長	安田昌一君
議事担当係長	吉田匡令君
議事担当係長	石井妙子君
議事担当係長	河原田元江君
議事担当係長	彦坂悠介君

午後1時00分 開議

○議長（桜井ただし議員） ただいまから令和4年第2回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより各会派の代表質問に入ります。

初めに、千代田区議会自由民主党を代表して、14番池田とものり議員。

〔池田とものり議員登壇〕

○14番（池田とものり議員） 千代田区議会自由民主党を代表して、質問いたします。

初めに、私たち党派の一員として活躍されていた、うがい友義議員が急逝されました。ここに謹んで故人への哀悼の意を表します。ウォークアブルなまちづくり、仮想空間メタバースなど、新時代を見据えた情報を先取り、その課題に積極的に取り組む姿勢を受け止め、引き続き推進してまいります。

それでは、質問に入ります。

初めに、**新型コロナウイルス感染症対策**についてお伺いします。

国内で新型コロナウイルスの感染者が確認されてから約2年半の間、感染者数は増減を繰り返しながらも、徐々に減少傾向へと転じたことを受けて、政府は外国人観光客の受入れを解禁するなど、社会経済活動の再開に向けた取組を進めています。しかしながら、依然として感染拡大の終息の見通しはつかず、再拡大に対して一定の注意が必要な状況は続いています。感染拡大を防ぐためには、これからも区民一人一人が予防策を実行することが何より重要です。

そのために欠かせない手段の1つはマスクの着用ですが、これから夏場を迎え、熱中症の危険性も高まってきます。（スクリーンを資料画面に切替え）そのため、先日、政府からマスク着用についての見解が示され、屋外や屋内においてマスクを外せる場面などが例示されるとともに、特に子どもたちに対しては、熱中症リスクの高い登下校や体育の授業などにおいて、マスクを外すことが推奨されました。（スクリーン表示を元に戻す）

そこでお伺いします。国が示すマスク着用の基準の緩和を受けて、区民へのマスク着用に対する区の見解と周知についてお答えください。また、学校でのマスク着用についての見解についてもお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス感染症の第7波に備えた取組についてお聞きします。過去最大の感染拡大となった第6波では、保健所業務が大変逼迫し、区は全庁を挙げて応援体制をしくなど、区民の生命と健康を守るために職員の方々が大変努力されたと聞いております。職員の皆様には改めて敬意を表し、感謝申し上げます。

一方、コロナの感染拡大が長期化するにつれて、感染者に関する情報管理は、命に関わることもあるため、デジタル化などを進め、より効率よく迅速に対応する必要があります。しかしながら、医療機関によっては、患者の発生情報を管理するための国の専用システムであるHERESYSに情報を入力せず、いまだに紙の発生届をファクスで保健所へ送信するため、本来医療機関が担うべき入力業務を保健所が代行して行っているとの報道を耳にしました。第7波の感染拡大により感染者数が増加すれば、ただでさえ患者調査や健康観察などの業務を抱える保健所に

とって、こうした代行作業が業務逼迫の一因となり、患者対応にも遅れが生じることで、区民の命と健康にも影響を与えかねません。

そこでお伺いします。現在、千代田区の患者情報の管理はどのように行っているのでしょうか。また、患者情報の適切な管理を行うため、患者情報管理のデジタル化をさらに進めていくべきだと思いますが、区長が招集挨拶の中でも述べられていた新たな患者情報管理システムについて、さらに具体的にお聞かせください。加えて、第7波の感染拡大に備え、初動の遅れがないよう、事前に保健所への応援体制の整備を進めておくべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

次に、**D X（デジタル化）の推進**についてお伺いします。

多くの人々が、スマートフォン、タブレット、パソコンなどのデジタル機器を日常生活において活用している現在、社会課題を解決し、より豊かな地域社会を形成するためにも、デジタルの視点は不可欠なものとなっています。本区の本年度予算においては、区民生活を支えるために重点的に取り組む施策の1つとして、D Xの推進を掲げています。また、本年4月には、「千代田区D X戦略～だれもが幸せな社会の実現に向けて～」が策定され、これから本格的にD Xに向けての取組が全庁的に展開されていくものと期待しています。（スクリーンを資料画面に切替え）

この戦略では、顧客志向の追求、行政内部の変革、情報資産の管理と運用、それを基本理念として、「区民は、いつでも、どこでも、だれもが、自分にあった方法を選択して、サービスを受けることができる」「職員は、自分の働き方をデザインすることができ、いつでも、どこでも、ムダなく、コラボして仕事ができる」「確かな安全のもと、効果的にデジタル技術と情報が活用されている」という将来像を掲げています。

このように、D Xに向けての理念や将来像を明らかにした上で様々な取組を行っていくことは大切なことです。しかし、区民の立場からすると、抽象的な理念や将来像よりも、このようなD Xに向けての取組により、区民生活においては何がどのように変わってくるのか、デジタル化によりどのようなメリットを受けることができるのかというところにあるのではないかと思います。（スクリーン表示を元に戻す）

千代田区D X戦略では、手続きガイド等による案内、行政手続オンライン化の推進、スマート窓口の推進、窓口キャッシュレスの推進、プッシュ型の情報発信など、区民と区役所の関わり方が、より区民生活の利便性が向上していくような形に変容していくための幾つかの具体的な施策も示されています。区役所や出張所へ行かなくても各種手続ができてしまう、まさにメタバース上で行政サービスを利用できるような展開も、そう遠くはないのかもしれません。

そこでお伺いします。こうしたD X戦略で示されている具体的な取組の進捗状況はどのようになっているのか、それらの取組により区民生活の利便性がどのように向上していくのか、お答えください。また、D Xの推進により区民生活の利便性が向上するとしても、高齢者を中心にデジタルになじめない方々もやはりいらっしゃると思います。D Xを推進していく上で、こうしたいわゆるデジタル弱者への対策についてどのようにお考えなのかも併せてお答えください。

次に、**こども家庭庁の新設**について伺います。

子ども施策の司令塔となるこども家庭庁の設置関連法案が、6月15日、国会にて賛成多数で

可決、成立をいたしました。同時に児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども政策を推進するための基盤となるこども基本法案も可決されました。（スクリーンを資料画面に切替え）子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、新たな司令塔として創設されました。しかしながら、子ども・子育てに関する施策は、複数の府省庁にまたがり、縦割り行政の弊害など、その解消も大きな目的でありましたが、その象徴とされてきた幼稚園と保育の一元化は見送られるなど、学校教育関連は文部科学省に残ったままとなっており、縦割り行政の打破に一部懸念が残ります。（スクリーン表示を元に戻す）

これまで国は、こども政策については、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、児童虐待防止対策の強化など施策の充実に取り組んできたものの、依然として少子化の進行、児童虐待相談や不登校件数の増加、生活困窮から平等に教育を受けられない現状もあるなど、子どもを取り巻く環境は深刻になっており、さらにはコロナ禍がそうした状況に拍車をかけております。

こうした中、本区においては、次世代育成支援を区政運営の基本的な柱の1つに捉え、平成19年からは、子どもに関する施策について、0歳から18歳を見通し、国や他の自治体に先駆け、本区独自の次世代育成支援や、教育振興施策では厚生労働省と文部科学省といった国の縦割り化された組織を見越した様々な取組を展開してまいりました。（スクリーンを資料画面に切替え）

こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設の基本理念の一つに、妊娠前から、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、これらの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供できるように、また、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域が一体的に取り組むことで、行政等の多岐にわたる支援のはざままで受け止めることができなかつた子どもやご家庭を取り残すことなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援するものであります。

本区でもそれらの支援を誰一人取り残さないためには、子ども部と保健福祉部が縦割りではなく横断的な対応が必要不可欠となります。一括した総合案内の創設など、規模が小さい本区ならではの柔軟な対応を期待いたします。（スクリーン表示を元に戻す）

また、子どもを守る法律がないと言われてきた中で、子どもを権利の主体として位置づけたこども基本法は、こどもと家庭の福祉、保健、その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援を実現、就学前の育ちの格差是正、子ども・子育て当事者の視点に立った政策の実現へ向けた組織・制度づくりが進められてまいります。本区においても、子どもの権利などについて、名実ともに子どもが中心に捉えられた理念的な姿勢を明確にするべき時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで伺います。子ども基本法、こども家庭庁設置法への区の見解について、お考えをお聞かせください。また、こども家庭庁を踏まえた今後の区の施策、サービス展開において、横断的な対応や一括した窓口の設置など、今後の組織体制、執行体制についてお答えください。

次に、現在策定に向けて検討中の**基本構想**について伺います。

平成23年8月1日に地方自治法の一部改正法が施行されるまで、区市町村は議会の議決を経て基本構想を策定することが義務づけられていました。しかし、法の施行日以後は、基本構想の策定、議会の議決の有無のいずれも各自治体の裁量に委ねられることになりました。法改正に至る経緯をたどると、地方分権改革推進委員会が平成19年5月に取りまとめた、地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方に遡ります。ここでは、基礎自治体優先、自由と責任、自律と連帯などが地方分権改革を推進する際の基本原則として掲げられ、個別法令による事務の義務づけの撤廃・緩和に関する方針が示されました。そして、その後の第3次勧告で、計画の策定及びその手続の自治体への義務づけが見直され、地方自治法における基本構想の策定義務の規定は廃止されることとなりました。基本構想の策定義務の廃止は、地方自治体の主体的な意思による基本構想策定への転換であると捉えることができます。

千代田区議会はこの経緯を踏まえ、基本構想は、法的な策定義務がなくなっても自主的に策定すべきである。区議会の議決を経ることで、区全体の総意により策定されたことを裏づけるものであるとして、平成28年12月16日、議員提案による、千代田区議会の議決に付すべき事件に関する条例を全会一致で可決いたしました。区は、本区において基本構想の策定に議決を課した経緯を踏まえ、その重要性を十分に認識して策定作業を進めることを求めるものであります。

さて、先日の招集挨拶では、基本構想に掲げる将来像の案が示されました。本区の伝統を受け継ぎ、発展、進化させて、将来に向かって躍進するまちをつくりたいとの思いが述べられたところです。そして、いまだコロナ禍が区民の暮らしに影を落とす中、国際情勢の急速な変化について述べ、急速に変化する時代に対応していくことを強調されました。

そこでお伺いします。区長は、今後の変化の激しい時代において、基本構想がどのような役割を果たすとお考えなのかお答えください。また、基本構想は区民にまちづくりの長期的な展望を示すものであり、策定に当たっては、多様な立場の方々に幅広く意見を聴いていく必要があります。そして、いずれは議案として区議会に提案されるはずですので、区議会とも十分なコミュニケーションが必要です。今後の検討に当たり、区民や学識経験者による懇談会を設置して議論を進めるとのことですが、より多くの区民が共感できる基本構想の策定に向け、具体的にどのような形で進めていくのかお答えください。

最後に、**神田警察通りⅡ期工事**についてお伺いします。

この工事については、「みんなが不幸に」「憤りしかない。民主主義がない」という反対する住民と、強行する行政という視点のみで報道されています。一方、我が党には、バリアフリー、安心・安全で快適な歩行空間の確保、新たな地域のシンボルロードとなる景観とにぎわいの創出、といった神田地域の魅力向上につながる整備を早急に進めてほしいという意見が多数寄せられています。

街路樹伐採については、平成30年以降、未整備区間の街路樹の保存を求める陳情が度々提出されており、およそ4年間にわたり、街路樹の取扱いについて企画総務委員会で検討されてきました。委員会では、神田警察通り沿道整備推進協議会における検討経緯の確認など、情報提供を

受けながら、全会一致を目指し、丁寧に議論を続けてきましたが、一致点を見いだせることはなく、平行線のまま結論を出すには至りませんでした。こうして時間をかけて議論を尽くし、採決した結果、議会として、提出された予算、契約の議案を可決したところです。行政としては議会の議決を受け、速やかに適正に執行するべきものであると考えます。

このように議会として賛成の結論を出したにもかかわらず、納得がいかないからといって実力行使で工事を妨害することは、議会制民主主義はもちろん、民主主義そのものを否定する行為であり、妨害行為については違法ではないかという意見もありました。このまま工事が実施できなければ延滞に伴う費用が増大する懸念もあります。樹木を大切に思う気持ちには一定の理解はしますが、樹木を守るという感情論だけで、将来にわたる安全で快適な生活環境の確保を犠牲にすることは、区民の利益を損なうと考えます。街路樹の伐採を反対する方々が、伐採や撤去することなく工事をを行う勧告を出すことを求めて提起した住民監査請求について、監査委員は工事契約が違法または不当な契約に該当しないと判断、棄却したことで、行政の正当性は確認されました。このままⅡ期工事が進まなければ、工事完了を待ち望んでいるⅢ期からⅤ期までの大多数の沿道住民の皆様に、多大なご迷惑をおかけすることになります。

以上の指摘を踏まえ、お伺いします。神田警察通りの整備について、地域住民からどのような意見が寄せられているのでしょうか。また、膠着状態のⅡ期工事と、それに続く神田駅方面のⅢ期からⅤ期までの工事は今後どのように進められていくのでしょうか。さらに、工事が遅延している現状について、区に損害が生じていることに加え、早期の工事完了を望む多くの区民が不利益を被っていることへの区の認識、併せて区長の見解をお聞かせください。

以上、これまでの、そしてこれからの世代をつなぐため、千代田区議会自由民主党を代表して質問いたしました。区長、教育長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高頭君登壇〕

○区長（樋口高頭君） 池田議員のご質問のうち、初めに、基本構想に関するご質問の、変化の激しい時代における基本構想の役割についてお答えいたします。

少子高齢化の進展、頻発する自然災害、地球温暖化の進行など、区民の命や暮らしに直結する様々なリスクが高まりを見せています。また、令和2年以降のコロナ禍、緊迫した国際情勢の影響など、区民を取り巻く環境は急速に変化しており、今後はそのスピード、要因とも増していくと認識しております。いまだ終息しないコロナ禍で、私たちは未曾有の危機に直面いたしました。暮らしに様々な制約を受け、不安と閉塞感に包まれる中、命の重さと人のつながりの大切さ、これを改めて強く認識したところです。

コロナ禍を経験した私たちは、これまでの何げない暮らしの大切さを再認識した一方、単にコロナ禍前への回復を目指すのではなく、よりよい暮らしに変えていくサステイナブルリカバリーにも挑戦してきました。これから先の変化が激しく不確実な時代にあっても、明るさと豊かさが実感できる暮らしを実現するためには、果敢なチャレンジにより新たな価値を創り出し、さらなる発展につなげることが大切です。

このため、新たな基本構想は、時代や変化により色あせることのない普遍的な将来像を示すことによって、多くの方々が向かうべき方向性を共有するとともに、変化に対して柔軟かつ果敢に挑戦していくためのよりどころとしての役割を果たすものであると考えています。今般、基本構想の骨子案の将来像として、「伝統とモダンがとけあい、未来に躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」を掲げました。ここには、目まぐるしく変化する社会にあっても、伝統と変革の融合により、力強く躍進する人中心のまちを築いていく姿勢をお示ししております。この将来像は、今後、区民の皆様などのご意見を伺いながら、多くの方々が共感できるものに仕上げたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、神田警察通りⅡ期工事における地域の声と今後の進め方についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、昨年第3回区議会定例会で契約議案のご議決を賜り、工事に着手いたしました。その後、神田警察通りの街路樹を守る会から、街路樹の伐採をしないことを求める要望書が提出され、区議会に対しても同趣旨の陳情が出されました。こうした声を受け、私は工事を一旦停止し、神田警察通り沿道整備協議会で2回、また、地域の方が直接話し合う機会を1回、意見を交換する機会を設けましたが、意見が折り合うことはなく、これ以上の対立は地域の分断を長期化、深刻化させると判断し、工事再開を決断いたしました。しかし、伐採を反対される方が現場におられ、安全を確保できないため、4月27日以降、工事は再開できていません。

一方で、6月以降、コロナ禍から、町会の総会等、地域の動きが再開する中で、私は様々なご意見を伺いました。お年寄り、障害をお持ちの方、介護をされる方、子育て中の方、自転車の利用者、そしてご商売をされる方などから、「安全で安心な道路にしてほしい」「地域のシンボルになる道路にして、にぎわいを取り戻してほしい」など様々なご意見を直接お伺いしました。引き続き、既存の街路樹の保存を求めて反対をされる方がおられることも事実ですが、多様な観点から、道路整備を早く進めてほしいという声も強いものと認識しており、現在、膠着状態にあるⅡ期工事を早急かつ適切に進めてまいります。

今後についてですが、Ⅱ期工事と並行して、Ⅲ期以降の道路整備と沿道まちづくり方針策定については、沿道整備推進協議会における議論を再開し、着実に進めるよう取り組んでまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔教育長堀米孝尚君登壇〕

○教育長（堀米孝尚君） 池田議員のこども家庭庁の新設に関するご質問のうち、こども基本法、こども家庭庁設置法に対する区の見解について、お答えいたします。

こども家庭庁は、全ての子どもに対して、必要な支援等が抜け落ちることがないよう、子どもや子育て世代の視点に立った政策を、総合的かつ包括的に推進することができる体制を実現するためのものと認識しております。

本区において、国に先んじて、平成19年度から教育委員会において子育て部門も所管し、児童福祉や教育の施策を横断的に捉え、0歳から18歳まで切れ目のない支援に取り組んでいるところです。このことは、こども家庭庁設置の趣旨でもある、子どもを真ん中に置いた社会づくり、

子どもを産み、育てやすい社会づくりに合致するものであると認識しております。

一方、こども基本法は、全ての子ども政策に横串を刺していく理念法であり、名実ともに子どもが中心に据えられた法律となっております。子どもは、心身の発達過程にある者として、人権侵害を受けやすい特性を考慮しながら、個々の子どもの年齢や発達の状況を十分踏まえつつ、子どもを権利の主体として社会全体でその権利を遵守する必要性を明記しております。

本区におきましても、こども基本法を踏まえ、子どもの権利を包括的に保障し、子どもが中心に据えられた理念的な姿勢について、現在、改定作業中である（仮称）子育て・教育ビジョンの中で明快にしていまいります。

いずれにしましても、子どもの最善の利益を第一に考え、全ての子どもたちが夢と希望を持ち、誰一人取り残さず、健やかな成長を地域全体で支援できるように、全力で取り組んでまいります。

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 池田議員のこども家庭庁の新設に関するご質問のうち、こども家庭庁を踏まえた、今後の区の施策、サービス展開などのご質問にお答えいたします。

こども家庭庁は、少子化対策や子育て支援、子どもの貧困対策、虐待防止など幅広い分野を一元的に担い、縦割り行政などのはざままで受け止めることができなかつた子どもたちを誰一人取り残さずに支援していくための、子ども施策の司令塔となるものと認識しております。

本区の子ども施策を取り巻く課題についても、1つの家庭に要介護の親と障害のある子がいるといった複合的な問題を抱え、支援内容が多岐にわたるなど、様々な要因が複数絡み合っていることが多く、従来の教育や福祉の枠組みでは受け止め切れない問題を、子ども目線で受け止め、対応していくことが求められています。これまでも子ども部と保健福祉部が連携して対応を図ってまいりましたが、こども家庭庁の設置を契機として、これまで以上の連携と横断的対応が不可欠であることは議員ご指摘のとおりです。

今後のサービス展開につきましては、子育てコーディネーターによる一括した総合案内の充実や、有機的な組織・執行体制の検討はもちろんのこと、より一層、組織間の連携を密にし、どの窓口で相談を受けても関連するサービスを総合的に案内できるように努めてまいります。併せて職員の業務知識の向上を図るとともに、子育て、教育と保健福祉における細分化されたサービスや支援について、デジタル技術を活用した情報共有や区民への案内の充実などにより、所管の枠を超えて、つなぐ、つなげることを基本とした施策やサービス展開に取り組んでまいります。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 池田議員の学校でのマスクの着用についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、学校の児童・生徒についても、国や東京都の通知で、熱中症リスクの高い登下校や体育の授業などでマスクを外すことが推奨されました。教育委員会では、これらの通知を踏まえ、千代田区立学校における感染症対策等ガイドラインを今般改訂したところです。改訂ガイドラインの中では、学校生活において原則マスク着用とはしているものの、幼児にはマスクの着用を一律には求めない。熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合には、換気や

十分な身体的距離に配慮した上で、マスクの着用の必要はないこととしました。ただし、児童・生徒に熱中症対策等のためマスクを外すよう指導する際は、着用を禁止する趣旨ではなく、マスクの着用を希望する児童・生徒に対しては適切な配慮を講じることとしております。

いずれにいたしましても、学校の中で新型コロナウイルス感染症が広がることのないよう、引き続き基本的な感染症対策を徹底してまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 池田議員のご質問のうち、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

まず、マスク着用に対する区の見解と周知についてです。先月、政府は、熱中症リスクの高まる夏を前に、新型コロナウイルス対策としてのマスク着用に関する見解を発表しました。マスク着用の判断目安としましては、主に屋内か屋外かの違いや、人との距離を2メートル以上確保すること、会話の有無などによって分類しております。特に夏場の屋外でのマスク着用は熱中症のリスクが高まるとして、近距離で会話する場合を除いて、徒歩や自転車での通勤通学や、散歩、ランニングなど、運動時にはマスクを外すように推奨しております。一方で、感染再拡大の懸念が続いている現状においては、基本的な感染防止対策としてのマスクの重要性は変わっておらず、熱中症対策と感染症対策の両立を考慮していかなければなりません。

これらを踏まえ、区としましては、会話をするときや混雑する場所ではしっかりとマスクを着用するよう引き続き徹底しつつ、マスクを外してもよい面においてはマスクを外すことを積極的に推奨し、区民に対し理解を求めるなど、熱中症予防対策について、ホームページや広報、ひと涼みスポットなどを活用し、周知徹底に努めてまいります。

次に、感染患者の情報管理についてお答えします。現在、区における患者管理は、国が運用している新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）や、都の入院調整システム（Sales-Force）、区のエクセルデータなどで情報を管理し、一定の統計処理に対応しています。発生届については、2割程度がファクス提出となっており、速やかにHER-SYSへの代行入力を行い、患者対応を進めています。

感染者調査や療養状況等の詳細な情報は、現時点では紙カルテやホワイトボードへの記録等での管理となっており、患者照会や検索に時間を要することがあります。今後想定される感染再拡大に備えるため、都の保健所が先行導入したデジタル技術を活用し、患者情報管理システムを導入してまいります。デジタル化により、患者情報の検索や共有を容易にし、調査情報や療養状況の進捗の見える化を図ります。システムを活用した事務効率の向上により、ハイリスク者へのさらなる手厚い支援や患者支援の強化、クラスター発生防止、感染拡大防止等に注力してまいります。

次に、保健所への応援体制についてお答えします。現在の区内感染者数は週当たり96人と、大きな変動がない状況ですが、予断を許さない状況が続いています。第7波の発生を見据えて、これまでの知見と経験を生かし、万全の体制を整えてまいります。（発言する者あり）感染拡大時の逼迫する保健所業務の応援体制については、BCPの観点も踏まえ、感染者発生数などに応

じ、6段階でフェーズを定め、全庁から必要とする職員数を段階的に確保する体制としております。初動の遅れがないよう、区民の命と健康を守る取組を徹底してまいります。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 池田議員の神田警察通りに関するご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

Ⅱ期区間におきましては、現在、反対される方が現場におられることで、事実上工事が進められない状況でございます。一方で、ご指摘のとおり、先般の住民監査請求で、本件工事契約等について違法性や不当性がないことが明らかにされる中で、今後の進め方について鋭意検討しているところであり、早急に進める必要があると認識をしております。

Ⅲ期区間以降につきましては、早期に神田警察通り沿道整備推進協議会での検討を再開するとともに、地域の意見を踏まえ、今後、関係機関との協議や設計作業を進めていく予定でございます。特Ⅳ期区間以降となる美土代町交差点より東は歩道幅員が狭く、雨の日に傘を差して擦れ違えない、車椅子で介護し移動するのが困難だ、ベビーカーで通行しにくい、自転車と歩行者の混在が危ないなど、道路の課題について様々な意見が寄せられており、早期整備を望む声が大きいため、Ⅱ期工事に並行して検討を進めることも視野に入れてまいります。

次に、工事が遅延している現状と損害についての区の認識についてですが、令和4年4月末に実施予定であった整備工事に伴う伐採作業は、街路樹の保存を求めて反対される方が工事区域におられたことで作業が妨げられ、2本の伐採処理ができたのみに留まっており、既に一定程度の遅延が生じている状況にあると認識しております。今後もこの状況が続けば工事の進捗に大きく影響し、反対される方が工事を妨げることによる損害も顕在化してくるものと認識をしています。また、区長答弁にもございましたが、早期の整備を望む多くの区民の皆様にご迷惑をおかけすることにもなります。このため、今後の工事において、違法、不当な行為がないか適切に記録をするとともに、反対される方が違法、不当に工事を妨げることをしないよう対応してまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 池田議員の基本構想に関するご質問のうち、区民に共感の得られる基本構想の策定手続について、お答えいたします。

現在、（仮称）第4次千代田区基本構想につきましては、庁内の検討会で骨子を検討しており、今後、区民や学識経験者で構成する懇談会に、たたき台としてお示しする予定です。懇談会には、全体会のほか、「教育と文化」「福祉と保健」「暮らしとまちづくり」の3つの部会を設け、分野別に検討を深めていただき、提言を取りまとめていただきたいと考えております。

また、高齢者や障害者など区内の各種団体や女性で構成する会議体へのヒアリング、子どもへのアンケート、既存の各種アンケート結果の活用、区民や区職員への意見募集など、構想の検討過程では多くの方々のご意見をお伺いするほか、素案を取りまとめたからは、区民への説明会、パブリックコメントの実施など様々な機会を設け、意見聴取などを行ってまいります。

また、これまで所管の常任委員会で頂戴したご意見なども併せて懇談会にお示しして、議論を深めていただくとともに、懇談会における議論につきましても適宜区議会の皆様にご報告し、で

きるだけ多くの方々に共感いただける基本構想の策定に努めてまいります。

〔デジタル戦略担当部長村木久人君登壇〕

○デジタル戦略担当部長（村木久人君） 池田議員のご質問のうち、DXの推進についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、区では、千代田区DX戦略を策定し、デジタル技術の活用などにより、区民生活の利便性や質の向上を目指していくこととしています。その進捗状況等については、初めに手続きガイドの導入です。これは、オンライン上で対話形式の設問に回答することにより、区民の方々が、いつでも、どこからでも、案内を受けることができる仕組みで、本年3月より運用を開始しています。

また、区民の方々が、来庁しなくても様々な手続きができるよう、行政手続のオンライン化を進めています。現在までに、東京都共同電子申請サービスまたは国のぴったりサービスにより、子育て関係など17種類の手続を提供し、今後も拡大していく予定です。個人住民税の普通徴収分や国民健康保険料など5種類の納付手続につきましても、今月から電子マネーによるオンライン納付を導入し、来庁せずにお支払いいただけるようになっていきます。さらに、区民一人一人に合わせたサービスの提供や情報発信を行い、区民と区との結節点としての役割を果たす、言わば自治体版CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）でもある、区独自のポータルサイトの構築を、子育て関係の手続を中心に進めています。同時に、実際に来庁される区民の方々の利便性向上にも配慮し、窓口においても円滑な手続が可能となるよう、マイナンバーカードを活用した申請書作成支援システムや、転入時の届出に関する異動受付支援システムの導入など、スマート窓口を推進していきます。また、総合窓口及び出張所における手数料等の支払いについて、電子マネーなどを活用した窓口キャッシュレスを本年8月から開始する予定です。

次に、デジタル弱者への対策についてです。千代田区DX戦略では、デジタル格差、いわゆるデジタルデバイドの是正に取り組んでいくこととしており、アンケート等による実態把握にも努めつつ、東京都や民間企業とも連携した、高齢者などを対象としたスマホ教室を、昨年度に引き続き今年度も実施していく予定です。こうしたデジタル機器になじみのない方々への支援と併せ、スマート窓口のようなフェース・トゥ・フェースによるサービス提供におけるデジタル技術の活用など、あらゆる区民の方々がデジタル技術の恩恵を受けられるようなDXの推進に努めてまいります。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後1時47分 休憩

午後1時58分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

日本共産党区議団を代表して、11番牛尾こうじろう議員。

○11番（牛尾こうじろう議員） 質問に入る前に、うがい友義議員が去る6月5日に急逝されました。同じ地域文教委員会で、子どもたちや地域振興のために議論をしてきました。大変残念です。うがい議員のご冥福をお祈りし、ご遺族の皆さんに心よりお悔やみを申し上げます。

それでは、日本共産党区議団を代表して、質問いたします。

初めに、異常な物価高騰からくらしと営業を守る対策についてです。

物価高騰が止まりません。（スクリーンを資料画面に切替え）帝国データバンクの調査によると、食品主要メーカー105社の年内の値上げ計画は1万品目を突破、平均値上げ率は13%に達し、夏の食品値上げは春を超える規模で進む見通しです。世界でも物価は上がっていますが、日本は世界の中でも賃金の上がらない国となっており、物価高騰が国民生活に特別に深刻な打撃を与えています。物価高騰が暮らしや営業、子どもたちにどんな影響を与えているのか。（スクリーンの資料画面を切替え）

スクリーンをご覧ください。「夏の電気代が心配。エアコンも我慢しないといけないのか」「揚げ物油の値段がひどい。ふだんの1.5倍になっている。商品の値上げも検討しているが、売上げが落ちるのも心配だ」「まん延防止が解除になってこれからと思ったら物価高。やっていけない」などなどであります。ご紹介した声は、この間、党区議団に寄せられたものです。それもごくごく一部であります。今回の物価高騰は、年代、業種にかかわらず、住民、事業者、飲食店、学校現場など、幅広く影響が広がっております。（スクリーン表示を元に戻す）

岸田首相は、物価高騰について、専らロシアによる物価高騰を強調しますが、それだけではありません。アベノミクスがもたらした異常円安が物価高騰に拍車をかけています。それどころか、日本の食品値上げについて首相は、G20を見ても相対的に低い水準だと述べるなど、国民の苦しみに目を向けようとしません。さらに、物価高騰の下で、アメリカやドイツ、イギリスやフランス、ロシアまでもが年金を引き上げる中、年金を0.4%も引き下げました。また、コロナ対策の事業復活支援金も、物価高騰が続く中、打ち切りました。そうした中で開かれる今定例会は、物価高騰からいかに住民の暮らしや区内事業者の営業を区政が守っていくのか。これが最大の焦点なのではないでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

他の区では様々な施策を打ち出しております。画面はその一部でありますけれども、国の子育て世帯生活支援特別給付金に加え、区独自に児童手当を受けている2万9,500世帯4万4,100人の児童1人当たり1万円支給、葛飾区。子育て世帯生活支援特別給付金に区独自に5万円加算、目黒。3万円加算、世田谷。その他、学校給食の食材高騰に対し公費で負担、公衆浴場への補助金増額、介護・障害者施設、私立保育所や幼稚園に対しての臨時給付金などなどあります。（スクリーン表示を元に戻す）

一方、千代田区はどうか。今定例会に区長から提出された議案には、物価高騰対策の補正予算

も施策も全くなく、招集挨拶でも、物価高騰から暮らしや営業を守るという言葉すらありませんでした。まず、お伺いしたい。樋口区長はこの物価高騰が区民の暮らしや事業者に大変な影響を与えていることをどのように受け止めているのか、所感をお聞かせください。

党議員団は5月18日、区長に対して、物価高騰から商店の営業や区民の暮らしを守る緊急申入れを行いました。その中から、緊急に対策が必要なことについて質問をいたします。

まず、対策の前提として、国は、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設いたしました。千代田区にはどのくらいの額が交付され、区としてはどのように活用しようとしているのか、お答えください。

対策の第一として、消費税減税とインボイス導入について質問します。（スクリーンを資料画面に切替え）

消費税は毎日の買物に全てにかかります。また、低所得者ほど負担が重い税金です。この消費税を減税すれば、物価の高騰を全般的に抑える効果があり、しかも、暮らしへの支援、飲食店や零細事業者の支援にもつながります。物価を抑える一番の有効策の消費税減税は、世界91か国・地域で行っています。日本で減税できない理由はありません。区として、消費税の減税を国に要望することを求めます。（スクリーンの資料画面を切替え）

消費税では来年10月から導入予定のインボイス制度導入も大きな問題になっています。これまで消費税は、年間売上げが1,000万円以下は免税業者とされていました。しかし、この制度が導入されれば、規模の大きな取引先の課税業者からインボイスを求められれば、断るのは困難です。インボイスを発行する業者は免税業者となれないので、売上げが数十万円であっても、売上げにかかる消費税を支払わなければならなくなります。また、取引ごとのインボイス発行や7年間の保存などの事務負担も加わり、特にフリーランスや個人事業主として働いている人たちには大きな問題です。例えばシルバー人材センターなど、形的には個人事業主となって働いている方の負担も増える可能性があります。また、多くの商店や個人事業主にインボイスについて制度の仕組みが伝わっていないということも大きな問題です。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで、お伺いします。このままの状況でインボイスを導入すれば、多くの零細事業者やフリーランスが混乱し、また、廃業の危機に直面するのではないかと思います。区はどのように認識をしていますか。国に対して、来年10月からのインボイス制度の導入を中止することを要望すべきではないでしょうか。ご答弁をお願いします。

次に、低所得世帯への支援についてです。今回の物価高騰は、食料品や電気、ガスなど生活必需品の物価が大きく上昇しており、特に総務省の家計調査を基に物価高騰の影響を見ると、所得が低い層ほど大きな打撃を受けています。

そこで、以下の支援策を求めます。

生活に困窮する方の暮らしを、直接的、効果的に支えられるのは現金給付です。国が行っている住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を、住民税均等割のみの世帯まで広げることを求めます。次に、生活保護受給世帯への緊急的な見舞金を支給してはいかがでしょうか。また、既に猛暑になっていますが、夏場は室内で熱中症のため命を落とす方が増えています。その多くは

エアコンを使用していません。低所得者や生活保護を受けている方が、お金の心配なくエアコンを利用できるよう、購入、設置にかかる費用と電気代の補助を行うことを求めます。

次に、子育て世代への支援です。国は低所得の子育て世帯生活を支援する特別給付金を、6月末から児童扶養手当の対象者などに5万円を支給します。特に生活が大変な独り親世帯への給付金について、区として金額を増額するとともに、所得制限を緩和し、さらに対象を広げることを求めますが、いかがでしょうか。

続いて、就学援助です。生活苦が広がる中、子どもたちの学びを支援する就学援助は貴重な施策です。経済的に大変な子育て世帯の支援の拡充のために、現在の準要保護基準を緩和してはいかがでしょうか。また、国民健康保険の世帯は、高い国保料に加え、子どもがいる世帯は国保制度にのみある均等割額が重い負担となっています。国が今年度から就学前の子どもさんのみ半額均等割を減額しましたが、負担の大きな改善には至っていません。区独自に子どもの均等割額の負担を軽減することを求めますが、いかがでしょうか。

次に、事業者への支援についてです。飲食店はもちろん、物価高騰は中小零細事業者に多大な影響を及ぼしています。一方、国はそうした中、コロナ対策の事業復活支援金を打ち切り、コロナ対策での支援金はほぼなくなりました。コロナによるお客の減少、物価高騰による仕入価格の上昇、販売価格に転嫁すればまたお客が減る。まさに悪循環です。区内の中小零細事業者や飲食店は、地元町会の活動やイベント、お祭りなどにも貢献するなど、地域コミュニティの核を担っています。今こそ区政の支援策が求められているのではないのでしょうか。物価高騰が飲食店や事業者にどのような影響を与え、事業者さんがどんな支援を求めているのか聞き取りを行い、飲食店や商店、中小零細事業者に対して、固定費補助などの支援策の創設を求めます。

また、昨年、区独自に実施したチャレンジ・チェンジ制度は大変好評で、今年度も実施を求める声が出されていますが、区として実施する予定はあるかどうか、お答えください。

昨年、様々な給付金を受けた事業者からは、給付金が収入とみなされ、住民税や保険料が上がってしまった。また、所得が増えたことによって、来年度の納税額が上がるとみなされ、7月末までに予定納税の支払いを求められた飲食店さんがいました。お客が戻ってないのに支払えないと訴えておりました。

また、ある、別の飲食店を経営されている方は、これまでお子さんの高校の学費が無償でしたが、協力金によって高校授業料無償の所得基準を超えてしまい、数十万円の授業料が発生したそうです。そもそもコロナで大変になった事業者への給付金を、収入として認定されて逆に負担が増えることなど本末転倒であります。国に対し、事業者への給付金を収入に認定しないよう求めています。いかがでしょうか。

また、給付金を受けて税金や社会保険料が引き上がり大変な状況になっている事業者への聞き取りを行うなど、きめ細やかな対策を求めます。

さらに、さきのご家庭のように、給付金を受けたためにお子さんの授業料など負担が発生した世帯への、臨時的、一時的な貸付金制度を設けるなど、対応策を求めますが、いかがでしょうか。

最後に、学校給食についてです。学校現場も当然ながら物価高騰の影響を受けています。先日、

ある小学校ではタマネギが2倍に上がった。今後、他の食材も上がると大変だと栄養士の方が述べられておりました。学校給食は子どもの成長や食育に欠かせないものです。食材の高騰によって給食の質の低下を招くことなど、あってはいけません。区として食材の高騰分を支援することを求めますが、いかがですか。

食材の高騰による影響は学校だけではありません。保育園、特養ホームなど、食事を提供している施設の実態調査を行い、必要であれば支援を行うことを求めます。答弁をお願いします。

そもそも学校給食は教育の一環であり、無償にすべきです。無償化になれば、保護者の負担を気にすることなく、今回のような事態でも、子どもの成長最優先で学校給食を考えることができます。区としての無償化を検討すること、国に対して、国として無償化をすることを求めていると思いますが、いかがでしょうか。

物価高騰で様々な施策を求めました。逆に言えば、多くの緊急的な対策が必要だということです。区長には、区民や事業者、学校などの現場の声を真剣に受け止めてほしいと思います。以上の支援を早急に行うためにも支援策を早急に具体化し、場合によっては補正予算を組むべきではないでしょうか。ご答弁をお願いします。

次に、**神田警察通り道路整備事業**について質問します。

神田警察通りのⅡ期整備工事は、今、膠着状態にあります。街路樹の下で、神田警察通りの街路樹を守る会の皆さんが、夜から明け方まで見守り活動を続けています。こうした事態を招いたきっかけは、整備工事の強引な着工です。4月27日未明、住民の抗議活動が続く中、工事が強行され、住民の目の前でイチョウ2本が伐採されました。昨日から現場道路の埋設物調査の工事が始まり、住民の見守り活動も行われております。これからますます暑くなります。人道上からも現状を放置できません。

この工事は、区議会が昨年10月に議決した工事請負契約に基づくものですが、本議案の採決に際し、我が党区議団は、沿道住民の意見を酌み取る努力が不十分であり、住民合意が形成されていないとの理由で反対を表明しました。残念ながら危惧したとおりの事態となってしまいました。このまま工事を進め、地域に深刻な亀裂を生むことになれば、区長が招集挨拶で述べた、お互いが触れ合い理解し合う多様性と包摂の気持ちを持つことが未来のために重要という考えにも反すると思いますが、いかがでしょうか。

この問題で問われているのは、神田警察通りの沿道整備というまちづくりの在り方です。まさに住民自治の問題であり、沿道整備で優先すべきは沿道で生活する人たちの声です。沿道住民が率直に話し合いながら合意を重ねていく十分な時間が必要なのではないのでしょうか。毎日暑い日が続いています。警察通りのイチョウ並木が歩行者のために貴重な緑陰をつくってくれています。この時期の工事は一旦中止して、その間に沿道住民の話合いを持ったらどうでしょうか。ご答弁をお願いします。

最後に、**ロシアのウクライナ侵略をめぐる問題**について質問いたします。

ロシアのウクライナ侵略から4か月が過ぎました。長引く戦争で、多くの人が命を奪われ、まちが破壊されていることに、多くの人が心を痛めております。区長も招集挨拶で述べているとお

り、ロシアの侵攻に対し、ウクライナは自国の領土と主権保全のために必死の抵抗を続けていますが、依然として侵攻が終息する兆しはありません。

戦争をどのようにすれば止められるのでしょうか。千代田区議会は3月11日、全会一致で、ロシア連邦のウクライナ侵略を非難する決議を可決しましたが、その中では、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかな国連憲章違反であると厳しく指摘をしております。私は、今必要なのは、武力行使を厳しく戒めた国連憲章に基づいて全世界が1つになって国際世論をつくっていくことが戦争を終わらせる一番の道だと考えますが、区長の認識をお聞かせください。

さて、今回のウクライナ危機に乗じて、岸田首相は、敵基地攻撃能力の保有や、軍事費を2倍化、さらには憲法9条の改悪まで狙っております。党区議団は自公政権による戦争する国づくりに厳しく反対するものです。（スクリーンを資料画面に切替え）軍事費を2倍化に増額すれば、5兆円から6兆円もの財源が必要です。しかし、岸田首相はその財源をどうするのか全く語っていません。5兆円という額は、消費税で言えば2%分、年金で言えば1人月1万円の削減、教育予算では全額に当たります。軍事費2倍化が実行されれば、消費税の増税か、医療や福祉や教育予算がばっさりと削られるしかありません。いずれにせよ区民の生活に多大な影響があります。千代田区長として政府に対し、防衛費、軍事費の倍増はやめよと訴えるべきではないでしょうか。

平和の問題では、核廃絶の問題も世界は分岐点にあると思います。ロシアはウクライナ侵略で核兵器の使用をちらつかせ、世界を恐怖に陥れています。一方、日本国内では、日本も核を共有すべきだという議論があります。日本は戦争による唯一の戦争被爆国であり、このような議論は許されません。23日、オーストリアのウィーンで開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議が閉幕しました。会議は、核兵器のない世界の実現に向けた禁止条約の意義を強調し、核抑止力論の誤りを明確に批判したウィーン宣言と、条約具体化に向けた50項目の行動計画を採択するという歴史的な会議となりました。（スクリーンの資料画面を切替え）

一方、唯一の戦争被爆国の日本が参加しなかったことが失望と批判を呼んでおります。岸田首相は、核保有国と非核保有国の橋渡し役を言いながら、この会議に参加すらしない。唯一の戦争被爆国の首相として、あまりにも情けないのではないのでしょうか。本来ならば日本こそ核廃絶の先頭に立って核兵器禁止条約を批准すべきです。国際平和都市千代田区宣言では、核兵器をなくし、平和な世界を築き上げることをうたっています。そうした区の区長として、政府に対し、核兵器禁止条約に署名、批准するよう申し入れることを求めますが、いかがでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

核廃絶や平和な世界を求める声を千代田区から発信し、物価高騰から暮らしを守る区政実現へ、党区議団として全力を尽くす決意を述べ、代表質問を終わります。（拍手）

〔区長樋口高頭君登壇〕

○区長（樋口高頭君） 牛尾議員のご質問のうち、初めに、物価高騰の影響に関するご質問にお答えいたします。令和4年度当初予算につきましては、長引く新型コロナウイルス感染症によって疲弊した地域経済、区民生活を支えるため、国制度では対象外となる児童手当受給者へ区独自で次世代育成手当の給付、妊婦の全員面接を目指したオンライン体制の構築、独り暮らし高齢者

や高齢者のみ世帯を対象とした見守り相談窓口の増設など、随所に支援策を盛り込んで編成いたしました。

また、物価高騰などによって生活に困っている方への支援策を強化するため、低所得の子育て世帯に対する特別給付金及び住民税非課税世帯に対する臨時給付金の2事業につきましては、予備費を活用させていただくことで、既に実施あるいは着手しているところです。

しかしながら、長期化するウクライナ情勢に端を発した物価高騰に関しましては、ご質問にもありましたように、区民の皆様の暮らしや事業活動に少なからず影響を及ぼしているものと考えております。そのため、当初予算に計上した事業等を着実に実施し、その成果を見定めつつ、追加の支援策の必要性や手法等については適宜検討を進めてまいります。

次に、神田警察通り道路整備工事の質問にお答えいたします。

Ⅱ期工事は、令和3年第3回区議会定例会で工事契約議案のご議決を賜り、契約締結後、工事に着手いたしました。その後、神田警察通りの街路樹を守る会から、街路樹を伐採しないことを求める要望書が提出され、区議会に対しても同趣旨の陳情が出されました。こうした声を受け、工事を一旦停止し、神田警察通り沿道整備推進協議会で2回、また、地域の方が直接話し合う機会を1回設けました。しかし、街路樹の更新について意見が折り合うことがなく、これ以上の対立は、地域の分断を長期化、深刻化させると判断し、4月末に工事再開を決断いたしました。一部伐採をいたしました但、反対される方が現場におられるとのことで、その後、工事は進捗しておりません。

一方で、6月以降、コロナ禍から、町会の総会等、地域の動きが再開する中で、私は様々なご意見を伺ってまいりました。お年寄り、障害のある方、介護をされる方、子育て中の方、自転車の利用者、そしてご商売をされる方などから、「安全で安心な道路にしてほしい」「地域のシンボルになる道路にしてにぎわいを取り戻してほしい」など様々なご意見を直接お伺いいたしました。引き続き反対をされる方がおられることも事実ではありますが、既存の街路樹保存に限らない、多様な観点から道路整備を進めることは、多様性と包摂の立場からの決断であることをご理解いただきたいと思います。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 牛尾議員の子育て世代を支援するための対策に関するご質問のうち、まず、子育て世帯生活支援特別給付金についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰に直面する低所得のひとり親子育て世帯に対する特別給付金の支給につきましては、既に対象者へのご案内は終了し、6月30日、本日、支給となっております。

本区では、独自の取組といたしまして、誕生準備手当や、児童手当に所得制限を設けず、高校生相当年齢まで対象を広げた次世代育成手当及び高校生までを対象とした医療費助成など、子育て世帯への経済的負担を軽減するための支援を行っております。議員ご質問の子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大や給付額の上乗せにつきましては、国が定める給付基準にのっとりお

り、独自給付を行うものではないと考えております。今後とも、本給付金に加え、引き続き、本区独自の様々な支援により、子育て世帯への経済的負担の軽減に努めてまいります。

次に、食事を提供している施設の実態調査や支援に関するご質問についてお答えいたします。

保育園は、現時点におきまして、切実な訴えはなく、厳しい状況ではあるものの、経営努力により、やりくりができていく状況にあります。また、特別養護老人ホームなど、ほかの食事を提供している施設も、その大方が同様の状況であると認識しております。なお、私立保育園へは、在籍する区内在住の3歳児以上の副食費を補助しており、この補助単価は国の基準によって一定に定められております。今後も、物価高騰によるコスト増の影響を踏まえ、国の補助基準の動向を注視するとともに、区内の私立保育園への巡回相談を強化し、食材の高騰に関する状況の確認やニーズの把握に努めてまいります。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 牛尾議員の物価高騰に対する子育て世代への支援のうち、就学援助、学校給食の無償化等についてのご質問にお答えいたします。

最初に、就学援助の準要保護の基準を緩和することについてですが、本区の準要保護の基準は、平成30年度の生活保護基準をベースに、世帯所得が生活保護基準の1.3倍未満を対象としております。この基準は他自治体と比較しても、対象の範囲は適切と認識しており、直ちに緩和することは考えておりません。

次に、学校給食の食材の高騰分を区として支援することについてですが、食材費高騰等の影響により、給食の質や量の低下がないよう、既に補助金単価の引上げを検討しております。

最後に、学校給食の無償化についてですが、学校給食法では、給食を運営する経費は設置者である区が負担、それ以外の食材費等の経費は保護者負担となっていることから、現在、区として無償化を検討することは考えておりません。また、国へ無償化を求めていくことについては、特別区の所管課長会、部長会などで国への要望事項とするか、他区とも協議したいと考えております。

いずれにいたしましても、子どもたちの学びや学校給食に対し、物価高騰等の影響を受けないような対策に取り組むことは、教育委員会としても重要であると認識しておりますので、ご理解願います。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 牛尾議員の物価高騰に伴う保健福祉施策に関するご質問にお答えいたします。

初めに、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象者についてです。一般的に、どのような制度も対象者の基準を設けて対応するため、そのボーダーラインで不公平感が生まれることは避けられないことから、給付金の対象を広げる考えはございません。

次に、生活保護世帯の見舞金についてですが、生活保護受給者には、国が定める必要な種類の保護費が支給されています。また、非課税世帯等に対する臨時特別給付金もプッシュ型で支給しており、これらの支援策に加えて見舞金を支給することは、生活保護世帯以外の世帯との均衡を

欠くことになり、公平性の観点から難しいと考えています。

次に、生活保護世帯等へのエアコン設置や電気代等の補助についてですが、生活保護世帯の保護費の中には、光熱水費のほか、エアコン設置費も認定することができます。また、生活保護に至らない低所得者世帯には、社会福祉協議会の福祉資金や応急資金の貸付制度など、関連する事業を案内するとともに、生活支援の相談で対応しております。今後も、生活困窮者や低所得世帯への生活状況を把握し、区として適切な情報提供や相談に努めてまいります。

次に、国保制度における子どもの均等割額の負担軽減に関するご質問についてです。

区では、これまでも次世代育成手当、こどもの医療費助成をはじめ、次代を担う子どもの健全育成に向け、様々な子育て支援に取り組んでおります。国民健康保険制度は、被保険者間の相互扶助で支え合うことを基本とし、その保険料は応益負担である均等割と応能負担である所得割で構成されていることはご案内のとおりでございます。区といたしましては、国の動向、区の諸施策等を踏まえて、保険者としての取組を推進してまいります。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 牛尾議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、消費税減税、及び、いわゆるインボイス制度に関するご質問でございます。

税制につきましては、社会経済状況の変化等を踏まえ、毎年度、その時々課題を中心に議論、ご審議がなされた後に、租税法主義の下、立法手続が取られるものであることはご案内のとおりでございます。したがって、この内容につきましては、今後とも、国政の場におきまして、十分に議論がなされるべきものと認識をしております。

なお、いわゆるインボイス制度の導入に当たりましては、税法上の手続や経理処理の変更など、区内事業者へも影響が生じるものと認識をしております。一方、急激な影響を抑えるため、特に、免税事業者等に関しましては、6年間にわたる段階的な経過措置が適用されるなど、一定の準備期間が設けられてまいったことはご案内のとおりでございます。また、国税庁におきましては、様々な手段を通じて、積極的に周知を図り、相談に応じているところでございます。本区といたしましても、広報千代田6月20日号で、国税庁、税務署主催の制度説明会等をご紹介します記事を掲載し、周知に努めているところでございます。

次に、コロナ対応給付金及び物価高騰に関するご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症に関連した給付金の課税、非課税措置につきましては、制度設計の時点で様々な検討がなされた後、それぞれ法律によって規定をされたものと認識をしております。一方、区内中小企業事業者の経営状況を把握することは、商工振興施策を推進する上では大変重要なこととございまして、これまでも多くの事業者の声を私どもは集めてまいったところでございます。さらに、今年度につきましては、これらに加えまして、区内中小企業景況調査を実施し、業況把握をより一層深めることとしております。

ウィズコロナ、ポストコロナ、あるいは、物価高騰等の経営環境の変化や困難、脅威に対して、柔軟に適応することが企業の持続的な成長には大変重要でございます。したがって、ご提案の固定費補助という手段、あるいは、コロナ給付金を受給された事業者への貸付金という手段よ

りも、専門家による経営相談を実施しながら、企業課題を経営者と共有し、解決のための改革を支援することが肝要であると考えているところでございます。

なお、牛尾議員にご評価を頂いておりますチャレンジ・チェンジ制度につきましては、（発言する者あり）経営相談を前提といたしまして、今年度は、区内取引を促す仕組みを新たに導入し、実施してまいる予定でございます。

〔文化スポーツ担当部長恩田浩行君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（恩田浩行君） 牛尾議員のロシアのウクライナ侵攻に関するご質問にお答えします。

1点目のロシアのウクライナ侵攻についての認識ですが、本区は、事態の発生を受け、3月4日に、議会の皆様と共に、ロシアの暴挙に対する抗議を表明しました。この侵略行為は、力による一方的な現状変更の試みで、明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがす核兵器の脅しによる侵略行為は断じて容認できないものと認識しております。ウクライナをはじめ、世界各国や国連の外交努力により国際世論がまとまり、戦争が終息に至ることを期待しております。

2点目の防衛費についてですが、現在の国際情勢において、日本の防衛について議論することは大変重要であり、防衛の在り方とともに、防衛費についても、国民的議論がなされることが大切だと認識しております。

3点目の核兵器禁止条約についてですが、千代田区は、平成7年3月に、区議会の全会一致のご議決を頂き、「国際平和都市千代田区宣言」を行いました。この宣言は、戦争を二度と起こさないという不戦の誓いを後世に伝え、世界の人々と連帯して核兵器をなくし、平和な世界を築き上げるために、私たち一人一人が積極的に行動することの決意表明であります。こうした理念の下、本区では、平和使節団の派遣や区民国際交流など、次代を担う若い世代に平和の尊さを広く訴えてまいりました。こうした地域の地道な取組を着実に推進していくことが世界の恒久平和の実現、ひいては核廃絶に向けた行動につながっていくと考えております。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 牛尾議員のご質問のうち、神田警察通り道路整備について、区長答弁を補足してお答えいたします。

工事を一旦中止し、その間に沿道住民の話合いを持ったかどうかのご指摘でございます。これまで、神田警察通りの道路整備に関しましては、沿道町会、沿道商店会などの方々で構成される神田警察通り沿道整備推進協議会において、広域的な観点も含め、10年以上の議論を積み重ね、道路整備を含むまちづくりの方向性をまとめてまいりました。検討の経緯は、適宜、議会にもご報告し、陳情審査や予算審議なども含め、様々なご議論を頂いてきたところでございます。さらに、歩行者の安全と円滑な道路交通を確保しながら、自転車通行環境を整備し、ひいては、子ども、高齢者、障害者、自転車利用者、ベビーカー利用者を含めた誰もが安全・安心に通行できる道路とすることを目的として、令和3年第3回区議会定例会におきまして、工事契約議案のご提出をさせていただき、ご議決を賜ったものでございます。その後、先ほどの区長答弁にございましたが、工事着手後、およそ4か月にわたり、工事を停止し、沿道整備推進協議会などで意

見交換をする機会を設けてきたところでございます。

現在、街路樹保存を求めて反対される方が現場におられることで、事実上、工事が止まってございます。しかしながら、これまでの検討経緯を踏まえて、道路整備に関する区の考えに変わりはありません。適法な手続を経た事業の執行が妨げる状況が長く続けば、早期の工事完了を望む多くの区民の皆様にご迷惑をおかけすることになるため、早急に工事を進める必要があると認識をしております。

また、議員ご指摘のとおり、神田駅に近い区間については、歩道幅員が狭く、早期整備を望む声が大きいため、Ⅱ期工事と並行した整備検討も視野に入れてまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 牛尾議員の物価高騰に関するご質問について、区长答弁を補足してお答えいたします。

初めに、地方創生臨時交付金原油価格・物価高騰対応分の令和4年度交付予定額についてでございますが、本区への予定額として、約1億6,600万円が東京都より示されており、物価高騰等の影響を受けている区民や事業者の負担軽減策の財源として、交付金を有効に活用してまいります。

次に、補正予算のご質問についてでございますが、ご提案を頂きました事業を含め、追加の支援策の必要性を関係部署において、十分調査、検討してまいります。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○11番（牛尾こうじろう君） 再質問させていただきます。

まず、神田警察通りについてです。

バリアフリーも、沿道のにぎわいについても、守る会の方もそれは否定していません。一致をしております。区长は、このまま工事を続けなければ、住民同士に亀裂が生まれるというふうにおっしゃいますけれども、それでは、工事を着工すれば、その亀裂は埋まるのか、そう思っていないのかどうか、そこをまずお聞かせいただきたいと思えます。

次に、食費、食材高騰についての実態調査、学校給食の場合は、食材高騰分を検討しているとおっしゃっていました。そのほかの保育園、福祉施設については、今のところ、そうした声はないと。経営努力によって何とかなっているとおっしゃいましたけれども、経営努力をしているということは、食材は当然上がっているわけで、そのほかにしわ寄せが行っているということじゃないかと思うんですね。だから、それがサービスにどういうふうに影響しているのか、しっかりとした調査をいま一度行って、支援が必要ならば支援を行っていただきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、まあ、様々な支援を求めましたけれども、国の基準があるとか、国の制度がそうになっているとか言いましたけれども、だとしたら、地方自治体の役割は何なのかというふうには感じています。国の制度どおり、基準どおりにやっていたら、これだけ大変な状況が生まれていると。だから、ほかの自治体では、上乘せ支給をしたり、独自に手当を出したりとしているわけじゃないですか。千代田区に住んでいる方々も、商売している方々も同じだと思うんです。

よね。清水部長が事業者を調査していると言いましたけれども、じゃあ、調査が足りないんじゃないかと私は思うんですね。

先日、地域文教委員会で報告された支援金の検索システム、私、ある個人事業主さんから相談を受けまして、その事業主さんのところに行って、区がつくったシステムで検索しましたよ、いろいろアンケートに答えて。そうしたら、受けられる可能性がある支援金はゼロでしたよ。0円。これを見たときのその事業主さんの顔って、本当に見せてあげたいぐらいですよ。だから、しっかりと、もうちょっとちゃんと調査をして、実態を聞いて、区としての施策ができないものなのか。これは、早急にやっていただきたいと思います。

最後、核廃絶の問題についてですけれども、国に対して、核兵器禁止条約の署名、批准、これを求めてほしいと言っているわけですから、それを求めるかどうか、それはしっかりとお答えいただきたいと思います。

以上です。

〔子ども部長亀割岳彦君登壇〕

○子ども部長（亀割岳彦君） 牛尾議員の再質問にお答えいたします。

まず、実態調査に関するご質問でございます。牛尾議員ご存じのとおり、保育園の補助につきましては、公定価格でもって補助をしていると。したがって、食費というリアルな内訳というものがございません。ですので、運営費全体の中で賄っているという状況でございます。それで、現時点においてはという話を答弁で差し上げました。区長答弁にもありましたが、支援策、必要な場合には適宜検討していくということですので、まずもってはこのまま運営しておりますが、今後の動向次第ではまた再度検討すると。その状況を知るためにも、巡回相談というものを定期的に行っておりますので、その中で各園の声を聞いていくというような答弁を申し上げたということでございます。

それから、給付金の地方自治体の役割としての上乗せという話も、こちらも、先ほど答弁で申し上げたのは、このような上乗せも、一定程度の判断、自治体の判断としてはあるかと思えます。ただ、千代田区の場合は、強い財政基盤の下で、これまで独自で負担軽減措置を行っているという、これが、今、効いているのか、成果、効果として発揮している段階ではないかということで、こちら区長答弁ありましたが、また今後は、これ、動向を見据えて、適宜検討していかなければならない案件だと思っておりますが、現時点においてはこのような対応で進めていただきたいということでございます。

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） 牛尾議員の再質問にお答え申し上げます。

調査が足りないのではないかとご指摘でございます。区内の中小企業事業者の経営状況を把握する、そのために調査をするということは大事なことであるということ、私どもも存じております。商工振興施策を推進する上では、その調査、これをベースにしていくと。これまでも私どもとしては、経営相談を通じまして、個々の事業者の詳細な経営状況の把握、これに努めますとともに、あるいは各種の商工関連の団体の皆様を通じて、多くの事業者の皆様方の声を集める

ことを一生懸命やってきたつもりではおります。さらに、今年度は業況調査を拡大しようという
ことで、区議会のほうにもご報告を差し上げているところでございますが、調査が足りないとい
うご指摘、一生懸命調査を今後ともしてまいりたいと思っております。

〔文化スポーツ担当部長恩田浩行君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（恩田浩行君） 牛尾議員の核廃絶に関する再質問について、お答えを
いたします。

繰り返しの答弁になってしまいますけれども、まずは、地方自治体として、地域の身近な取組
を着実に推進していくことが必要だというふうに考えております。それを着実に推進していくこ
とで、核廃絶に向けた行動につながっていくと考えております。

以上でございます。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 牛尾議員の再質問にお答えをいたします。

工事を進めても対立が残るのではないかというようなご指摘でございます。整備工事、今回の
整備工事の検討に当たりましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、長きにわたって議論
を積み重ね、そして、工事着工後も一旦工事を停止して、様々な議論の機会を設けてきたところ
でございます。そういった状況の中で、街路樹の保存、それについては、かなり見解、意見の相
違が強いというところで、区長や我々事務方も含めて、高齢者、地域、障害者、様々な意見、そ
して、障害者の中にも様々なご意見があるというような、そういう多面的な多様なご意見を聞く
中で、やはり、ここは区として引き取って、移動円滑化法等に基づく基準にも沿う形で道路整備
を進めていくということで、今回、整備について、引き続き早急に取り組んでいくというところ
で、ご答弁を申し上げたところでございます。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後2時49分 休憩

午後3時08分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

公明党議員団を代表して、20番大串ひろやす議員。

〔大串ひろやす議員登壇〕

○20番（大串ひろやす議員） 令和4年第2回定例会に当たり、公明党議員団を代表して質問
を行います。

質問に入る前に、うがい友義議員が急逝されましたこと、謹んで哀悼の意を表します。また、
ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、子どもをはじめ、罪のない多くのかけがえのない
命が失われています。犠牲となられました全ての方々に深く哀悼の意を表します。そして、一日
も早いロシア軍による攻撃停止と無条件での完全撤退を祈るものであります。

それでは、質問通告に基づいて、順に質問を行います。

最初に、平和と人道の世紀を目指して。平和施策について問います。

区の平和宣言からちょうど20年の節目である平成27年第1回定例会でも、同じテーマの質問をさせていただきました。ロシアによる核の使用をちらつかせて、ウクライナへの侵攻は人命や尊厳を踏みにじる暴挙であり、世界のどの国も許すものではありません。核の脅威がかつてなく高まっている今日、再度取り上げさせていただきます。（スクリーンを資料画面に切替え）

千代田区は、戦後50年の節目に当たる平成7年3月の区制記念日に、「国際平和都市千代田区宣言」を議会の全会一致の議決をもって行いました。宣言はスクリーンにあるとおりでございます。前段では、二度と戦争を起こさないことを、また、世界の人々と連帯し、核兵器のない世界を築いていくことを誓います。そして、後段では、世界の恒久平和実現へ積極的に行動することを宣言します。誠にすばらしい宣言であります。この年から、広島、長崎、沖縄への平和使節団の派遣を、そして、平成14年からは、JICAの協力を得て、地球市民ツアーも行っております。メンバーは主に中高生であります。次代を担う若い人たちが語り部の方から直接お話を聞き、資料館や戦争のあった現地を訪問することは貴重な体験となるでしょう。区として、若い世代の全ての方にこのような機会を提供していることを評価するものであります。（スクリーン表示を元に戻す）

今年の平和使節団の派遣に、私も広島へ議員として同行させていただくこととなりました。先日、その事前研修が行われ、広島平和記念資料館前館長の志賀賢治氏が、Zoomでしたが、資料館の映像とともに、直接お話を聞くことができました。大変貴重なお話と映像でありました。スクリーンに映せないのが残念ですが、特に心を打たれた4枚の写真をご紹介します。

1枚目は、資料館本館入り口正面にあります少女の写真です。右腕に包帯を巻き、来館者をじっと見詰め、そのまなざしは私たちに何かを訴えているようでもあります。本館に入りますと、被爆直後の2枚の写真があります。被爆から3時間後で、爆心地からは約2.3キロメートルの御幸橋の上だそうです。写真は何かを腕に抱いた女性です。説明では、彼女が抱いている赤ん坊は黒焦げだったそうです。その赤ん坊に向かって、「目を開けて、目を開けて」と名前を呼びながら、半狂乱で叫び続けていたと。もう一枚は、頭髮が焼け縮れ、腕からは自分の皮膚をぶら下げた半裸の女性です。強烈な熱線は、人々の表皮を一瞬にして黒焦げにしまいました。引きはがされた皮膚を体からぶら下げ、人々は逃げ惑いましたと。そして、もう一枚は、黒焦げの弁当箱です。中学生1年生の遺品です。三日間探し回って、ようやく弁当箱をおなかに抱えたまま白骨化した遺体を発見した母親が、寄贈したメモに次のように書き残しております。「8月6日朝7時 米、麦、大豆の三種混合飯にジャガ芋千伐りの油いため こんな粗末な弁当を あ、うれし、とよろこんで持って出て よう食わずに腹の下に抱きかかえたまま死んでいました ああ無残 頭、顔の骨で見つけ出しました 母 シゲコ 付記」と。

核の恐ろしさ、悲惨さがこれだけでもよく分かります。被爆の実相であります。世界の人々がこの恐ろしさや悲惨さを実感していただき、核は決して使ってはならないものであるという思いを共有することが宣言で約束した「世界の人々と連帯して核兵器をなくし平和な世界を築く」ことにつながるのだと思います。さきの入り口の少女のまなざしは、そのことを私たちに訴えてい

るのではないのでしょうか。少女の心であります。

来年のG7は広島で開催されることが決まりました。この被爆の実相をG7各国の首相が直接見ることの意義はとても大きいものがあります。議長を務める岸田首相には、ぜひ、ライフワークとしての核のない世界の実現に向けて、大いにその力量を発揮されることを期待しています。

核のない世界の実現に、もう一点考えていかなくてはならないことがあります。それは、核による安全保障からの脱却であります。ロシアによる核の使用をちらつかせながらのウクライナへの侵攻を現在の核による安全保障では止めることはできませんでした。2019年の賢人会議で報告された核抑止は危険な基礎であることが明らかとなったのではないのでしょうか。一部に、核の脅威には核をもって対するべきとの議論もありますが、明らかに間違いであり、私たちは断固反対します。それは、日本が永年、国是としてきた非核三原則に反することはもちろんですが、何よりもさきの少女の心、広島や長崎の心に反するからであります。核による安全保障に代わる新たな安全保障の在り方が今ほど求められていることはありません。核を保有している国も、持たない国も、また、核の傘の下にある国も、そして、国の体制やイデオロギーが異なっても、全ての国が同意でき、共有できる新たな安全保障であります。

それは、私は、国連人間開発計画が1994年に提唱した「人間の安全保障」であると断言したいと思います。（発言する者あり）これは、プリントアウトしました。UNDP、国連開発計画が1994年に発表した人間開発報告書、ここに人間の安全保障のことが詳しく書かれております。その必要性もこの22ページにしっかりと書かれております。（発言する者あり）この人間開発報告書には、人間の安全保障という新しい考え方が必要であるとして、このように記されております。「私達は、あらためて考え方を根底から変える必要に迫られている。核の安全保障から人間の安全保障へと頭をきりかえなくてはならない」、「人間の安全保障は武器への関心を向けることではなくて人間の生活や尊厳にかかわることである。人間の安全保障という考え方は単純ではあるが、21世紀の社会に大変革をもたらすカギとなるのではないか」と。私も大賛成であります。

人間の安全保障について、外務省のホームページに説明があります。（スクリーンを資料画面に切替え）「人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれ持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通して持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方です」、「従来の国家を中心に据えたアプローチでは不十分になってきており、「人間」に焦点を当て、様々な主体及び分野間の関係性をより横断的・包括的に捉えることが必要となっています」と。（スクリーン表示を元に戻す）

この人間の安全保障については、国連においては、日本が最も強く主張してきたことであります。日本が国連に加盟して65年が経過しましたが、人間の安全保障ほど注目され、国連の政策を動かしてきた理念はないとされています。国連では、「ジャパンプランド」とも言われているそうです。その最大の功労者は元首相の小渕恵三氏と元高等弁務官の緒方貞子氏であります。詳しく述べる時間はありませんが、以後、この人間の安全保障は日本外交の大きな柱となっております。

核のない世界を目指して、人間的悲慘、被爆の実相の共有と核による安全保障から人間の安全保障への転換が今こそ必要であることを述べさせていただきました。そこで、区長へ改めて核兵器のない世界、また、世界の恒久平和実現への決意と、そのための今後の取組について、お伺いいたします。また、人間の安全保障について、どのようなお考えをお持ちなのか、ご所見をお伺いいたします。

今後の具体策について、1つ提案があります。平和使節団、そして、地球市民ツアーに参加された方々は、毎回、報告会を開催し、報告書を作成しております。大変貴重で、素晴らしいものであります。そこで、これまで平和使節団や地球市民ツアーに参加された皆さんが一堂に会し、（仮称）千代田区平和フォーラムを開催し、平和への提言をまとめてはどうでしょうか。提言は国や世界に向けて発表することもできると思います。ご所見をお伺いいたします。

次に、**内部統制**についてであります。

平成29年の自治法改正により150条に「管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われていることを確保するため」とした内部統制に関する規定が新たに追加されました。その主な内容は、（スクリーンを資料画面に切替え）内部統制に関する方針の作成と必要な体制を整備すること、内部統制方針は公表すること、会計年度において、内部統制について評価し、報告書を作成し、監査委員の審査に付し、監査委員からの意見を付すこと。また、その報告書は議会へ報告し、公表することなどであります。（スクリーンの資料画面を切替え）

そして、内部統制の目的は、総務省の内部統制ガイドラインには、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告書の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守、資産の保全とあります。特に、3番目の法令等の遵守であります。「法令等の遵守とは、業務に関わる法令その他の規範を遵守することをいう」、「公務員に対しては、住民の信頼の基礎となる法令等の遵守についての要請が特に高い」と、改めて書かれました。（スクリーン表示を元に戻す）

もともと法令遵守については、自治法の第2条第16項に規定があり、「法令に違反してその事務を処理してはならず」と、また、次の17項には、「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為はこれを無効とする」とまで書かれております。それでもあえてまた150条を追加した理由とは何でしょうか。私は、1つは法令等と「等」の文字を加え、「業務に関わるその他の規範」を加えたこと、もう一点は方針の公表や報告書の公表が義務づけられたように、住民による監視機能の強化であったのではないのでしょうか。

先日、内部統制方針をいち早く定め、区民にも分かりやすい報告書を公表した文京区へ視察に行っていました。（スクリーンを資料画面に切替え）

スクリーンは、文京区の内部統制方針であります。「いち早く内部統制方針を定めた理由は」、「制度として確立した目的は」、「区民に分かりやすい報告書の作り方は」、「評価が通常業務の負担にならないためには」など、とても参考となりました。23区では、文京区以外にも、足立区、港区、杉並区、大田区、墨田区など、多くの区が既に方針を定めて制度化しております。（スクリーン表示を元に戻す）

守るべき法令とその他の規範についても、確認しておきたいと思います。一般的に、法令とは

国の法律や命令、そして、自治体の定める条例や規則であるとされております。そして、その他の規範とは、業務に関わる内部規範とされますので、自治体が定めた基準や要綱、ガイドラインなどであると思います。例えば、神田警察通りの道路整備について言えば、神田警察通り沿道まちづくり構想を作成し、それを基に、将来像としてのまちづくり方針まで定めておりますので、単なる道路整備ではなくて、道路整備を含むまちづくりの計画であります。当然、関係する法令とは都市計画法となります。よって、計画には合理性が求められ、住民合意のための適正な手続も必須であります。区が定めた附属機関の会議等の公開に関する基準や意見公募の要綱、そして、参画・協働のガイドラインなどは、まちづくりの手続上、必要な内部規範に当たります。とても残念なことでありますが、これらの法令及び関係する規範に基づく行為は、当該工事の議案が議決されるまで行われることはありませんでした。住民の信頼の基礎となるとまで表現された法令等の遵守が守られていなかったということでもあります。

そこで、区長に内部統制、特に、法令等の遵守について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。また、例えとして述べました神田警察通りに関する法令等の遵守については、どうお考えなのか、併せてご答弁ください。そして、一日も早く、内部統制方針を定め、体制整備を行うことを求めます。ご所見をお伺いいたします。

次に、区長の指揮監督による内部統制についてであります。総務省の内部統制ガイドラインによれば、「長は、その補助機関である職員に対する指揮監督（補助執行の方針、基準及び手続等についての命令や、遵守義務違反、職務の達成上不適当なことはないかの監視及び是正）を通して、内部統制の整備及び運用を自らの事務として行う」とあります。区長は、今まで以上に職員に対する指揮監督を通して、内部統制を行っていくこととなります。当然責任も重大となっております。

そこで、区長に指揮監督を通しての内部統制について、この約1年半、どう行ってきたのか。また、今後はどう行っていくのか、お伺いいたします。

次に、**9価HPVワクチン**についてであります。

今年の4月から子宮頸がんワクチン接種についての積極的勧奨が再開されることとなりました。勧奨が控えられていたこれまでの9年間に接種を逃した方への接種、いわゆるキャッチアップ接種も始まりました。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を原因とするがんであります。約100種類あるHPVのうち、発がんに関係するウイルスは15種類であり、性的接触によって感染されるとされています。日本では、年間約1万人の女性が罹患し、約2,900名の方が亡くなっています。罹患率は20代後半から40代までが多く、若年化が進んでいます。若年層での罹患率は、発展途上国と同程度であり、OECD加盟国ではワースト3であります。

ワクチンは、定期接種となっているサーバリックス（2価）とガーダシル（4価）の2種類と任意接種でありますシルガード（9価）の3種類であります。2価はHPV感染症の主な原因となる2つの遺伝子型、HPV16型、18型に対応し、4価は4つの遺伝子型、2価の16、18型に加え、6型と11型に対応します。この2価と4価は、子宮頸がんを約70%予防できる

とされています。定期接種の対象は、小学6年生から高校1年生相当の女子となります。9価ワクチンは9つの遺伝子型、2価と4価にプラスして、31、33、45、52、58型に対応し、約90%の予防効果があるとされています。9価ワクチンは、アメリカやイギリス、また、オーストラリアなどでは既に定期接種化されていますが、日本では承認され、昨年2月から販売されているものの、任意接種となっています。よって、費用は全額自己負担となっています。

費用は1回当たり約3万円かかり、2価や4価と同様、3回接種ですので、10万円くらいかかることとなります。先日、この9価ワクチンの接種について、「費用の面から諦めざるを得ない方もいます。静岡県富士市では、独自に補助制度を設けたことをニュースで知り、ぜひ、千代田区でも補助制度を設けていただけないか」との相談がありました。

早速、富士市へ視察を申し込み、書面による調査となりましたが、行うことができました。(スクリーンの資料画面を切替え)「9価ワクチンへの補助を決めた理由は」、「補助額を1回当たり1万7,000円とした理由は」、「副作用があった場合の対応は」、「男性へのHPVワクチンの接種は」、「ワクチンに関する正しい情報の周知方法は」などの質問に全て丁寧に回答を頂き、とても参考となりました。特に、9価ワクチンへの補助を決めた理由ですが、「定期接種の一環として市民要望に応えること、また、予防接種の機会の公平性を図ることを目的としています」との回答でしたが、全くそのとおりだと思います。全国に先駆けて、このような補助制度を設けられたことに敬意を表します。(スクリーン表示を元に戻す)

なお、この9価ワクチンについては、今年3月の厚労省専門部会において、定期接種化に向けての方針が了承されたとの報道もありました。一日も早く、定期接種となることを願っています。

そこで、9価ワクチン接種について、定期接種の一環として、また、予防接種の機会の公平性の観点から、区独自に補助制度を設けることを提案いたします。ご所見をお伺いいたします。また、9価ワクチン接種に対しての相談体制の構築や正しい情報提供を丁寧かつ確実にすることなど、検討が必要となります。現段階での状況について、お伺いいたします。併せてご答弁ください。

次に、HPVワクチンの男性への接種についてであります。2020年末、ガーダシル4価ワクチンが肛門がんに適応拡大されるとともに、9歳以上の男性への接種が承認されました。HPV感染は、女性特有の子宮頸がんや外陰がんだけでなく、肛門がん、陰茎がん、咽頭がんにも関与するとされています。男女共に感染し、そのほとんどがHPV6型と11型に起因する尖圭コンジローマはパートナーへの感染による発症が多く、再発率が高いことでも知られています。男性もHPVワクチンを接種することは、自身の感染予防やパートナーの防衛、さらには社会全体の防衛につながることを期待されております。

そこで、承認が下りています男性への4価ワクチン接種について、補助制度を設けることを提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

最後に、**基本構想の策定**についてであります。

区長は、招集挨拶で基本構想について述べられました。本区の将来像として、「伝統とモダンがとけあい、未来に躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」を基本構想として掲げますと。

きれいなフレーズが並びますが、極めて抽象的で、どういうまちなのか、区民には分からないのではないのでしょうか。基本構想は、区民の皆様と一緒に目指すべき将来像を示すものですので、具体的であるべきです。

そこで、区長が目指す千代田区のまちの将来像とはどういうまちなのか、そして、何を実現したいのか、具体的に述べていただきたいと思います。あと1点、基本構想では、目標年を定めないこととしたこと、また、基本計画については、そもそも計画自体策定しないこととされましたが、その理由も併せてご答弁ください。

質問は以上であります。

区長並びに関係理事者の前向きなご答弁を期待しまして、公明党議員団としての代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 大串議員のご質問のうち、初めに、平和施策に関するご質問にお答えします。

核兵器のない世界と恒久平和実現についてですが、現在のウクライナにおける状況を前に、改めて「国際平和都市千代田区宣言」の重みを実感し、恒久平和を実現するため、積極的に行動する決意を新たにしました。この宣言の理念の下、本区においては、毎年、次代を担う若い世代を中心に、広島、長崎、沖縄、鹿児島への平和使節団派遣、ポーランドなど、海外への国際交流体験を行うなど、積極的かつ継続的に平和事業を行っております。今後も、平和使節団の派遣、特に、今年は特別にお招きする被爆ピアノによる夏の平和イベント、地球市民講座など、あらゆる機会を捉えて、区民の皆様の平和への行動につながるよう、さらに積極的に取組を進めてまいります。

次に、人間の安全保障についてですが、人間一人一人に着目し、それぞれの持続可能な個人の自立、そして、社会づくりを促す考え方であり、その重要性が増していると認識しています。貧困と格差など、社会不安は暴力的紛争を生じさせます。今だからこそ、人間の安全保障の下、国際社会、人間同士の連帯に向けて、私たち一人一人も行動していかなければならないと考えています。このことは、区が進めてきました多文化共生や、また、多様性と包摂の理念とも重なるものです。基礎的自治体の長としては、今年初めて行った国際交流フェアなど、地域における一人一人の交流により、相互理解を深める取組を進めてまいります。

次に、基本構想に関するご質問のうち、本区の具体的な将来像等について、お答えいたします。

基本構想は、区が目指すべき将来像を描き、行政計画の最上位に位置づけられる理念です。特に、今日のように変化の激しい予測困難な社会においては、時代や変化により色あせることのない普遍的な将来像をお示しすることが重要であり、誰もが共感しやすい表現に努めたところです。

基本構想の骨子案に掲げた将来のまちの姿をより具体的に表現しますと、例えば、高齢者が地域のコミュニティやデジタル技術の活用による見守りによって、その人らしく健康に暮らすことができるまち、また、ご家庭の状況に応じた多様な子育てサービスを受けられる、安心して子育てができるまち、災害や感染症などの危機に対応できるとともに、安全で安心な生活環境が保た

れたまちなどが挙げられます。今後の変化の激しい時代に、このような姿を実現するためには、効果的、効率的な行財政運営を確保することはもちろんのこと、新たな技術の積極的な活用や地域の価値向上に強みを持つ多様な主体との連携など、新しい取組にもチャレンジしていく必要があります。

基本構想の骨子案は、こうした考え方にに基づき、取りまとめてきましたが、今後、区民や学識経験者で構成する懇談会などを通じて、様々な方々のご意見を伺い、多くの方が共感できる基本構想をつくり上げてまいりたいと考えております。ご理解賜りますよう、お願いいたします。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 大串議員のご質問のうち、9価HPVワクチンに関するご質問にお答えします。

まず、9価ワクチン接種の区独自補助制度に関してです。区は、これまで2価と4価のHPVワクチンに関して、定期接種の対象者への情報提供、国の制度を活用した区独自の接種期間の延長、この間に自己負担で接種された方に対する償還払いを実施してまいりました。また、国の積極的勧奨再開に対して、区は相談体制など、準備を整え、令和4年2月末には、23区では最も早く、定期接種対象者へ予診票の一斉送付を行いました。令和4年4月には、積極的勧奨が差し控えられていた対象者に対し、2価と4価ワクチンの公費負担によるキャッチアップ接種が始まったところです。

9価ワクチンは、国内では、令和2年7月に使用承認されましたが、定期接種の対象とはなっておらず、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度の対象にはなりません。現在、厚生労働省の予防接種に関する審議会・検討部会で、9価に関する定期接種化の是非、2価、4価と比較しての有効性や安全性についての議論がされているところです。そのため、現時点で任意接種の9価ワクチンをご希望の方は、全額自己負担となっておりますが、国の動向を注視し、議論の進捗に対しては、速やかに対応してまいります。

9価ワクチン接種に関する相談体制の構築については、国の動向を踏まえ、正確な情報を適切かつ迅速に入手し、保健師を中心に、丁寧に寄り添った対応を行ってまいります。また、区ホームページ、区公式LINE、広報紙等を活用し、情報発信に取り組んでまいります。

次に、男性のHPVワクチン接種について、お答えします。現在、男性のHPVワクチン接種は、4価ワクチンが承認されておりますが、定期接種の対象とはなっておりません。引き続き国の審議会の検討を注視し、その動向に併せ、対応してまいります。

〔文化スポーツ担当部長恩田浩行君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（恩田浩行君） 大串議員の平和事業のご提案に関するご質問にお答えします。

ご質問の中で触れていただいたとおり、平和使節団等に参加された方々につきましては、毎年、報告書の作成とともに、報告会を行っていただいております。また、終了後にも、戦没者追悼式での平和への決意表明など、平和事業へのご協力を頂いております。戦後70年の平成27年に

は、若い世代の聞き書きによる「未来へつなぐバトン 千代田区戦争体験記録集」を発売し、その映像記録を平和イベントで公開しました。今年は、夏の平和イベントにおいて、原爆・平和展と同時に、平和使節団のOB、OGの方々の会である白い鳩の会主催の「～被爆ピアノを囲んで考えよう～へいわってすてきだね」と題するイベントが開催されます。この中で、平和使節団に参加された皆さんが体験談を語る場も企画されております。

今後も、ご提案の趣旨を踏まえ、平和使節団等の参加者をはじめ、区民の皆様の主体的な行動につながるような取組を積極的に進め、国際平和都市千代田区として、世界の恒久平和に向けて広く発信してまいりますので、ご理解を賜われればと存じます。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 大串議員のご質問のうち、初めに、内部統制に関するご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、自治法改正により導入された内部統制制度につきましては、業務の効率的かつ効果的な遂行や業務に関わる法令等の遵守など、内部統制の4つの目的を達成するために導入された制度でございます。中でも、ご質問の法令等の遵守につきましては、地方公共団体として業務を遂行する上で、基本となる重要なものであると考えてございます。また、ご指摘の神田警察通りの道路整備に関しましては、適法な手続を経て進めてきたものと認識しておりますので、ご理解のほど、お願い申し上げます。

なお、内部統制方針を定めて、体制整備を行うようにとのご指摘についてでございますが、ご案内のとおり、都道府県や指定都市においては、制度導入が義務化されておりますが、それ以外の区市町村は努力義務とされております。国のガイドラインにおいても、自治体ごとの規模に応じた柔軟性ある対応を求める方針が示されていることから、各自治体においては、それぞれの状況に応じて、内部統制を進めているものと認識しております。本区においては、内部統制の重要性を十分認識し、国の方針に準拠しながら、本区の実情を踏まえ、創意工夫による内部統制を整備、運用することとし、日々取り組んでいるところでございます。

次に、区長の指揮監督による内部統制の取組と今後についてでございます。本区においては、従前から実施してきた内部統制のための取組に加え、令和2年度から新たに区独自の3つの取組も実施しております。1つ目は、法令等の遵守をさらに徹底するため、各所管が作成する事務処理マニュアルなどを一覧化し、組織内への浸透を図ってございます。2つ目は、正しい事務処理方法を確認し、繰り返される定期監査での指摘事項を減少させるため、従来の対応・改善事例集による周知に加え、具体の事務作業において分かりやすく確認できるチェックリストを作成し、各職場での再発防止に努めております。3つ目は、管理監督のチェック意識の醸成のため、決裁承認者となる係長に昇任する職員を対象とした実務研修などにおいて、チェックリストの活用を徹底してございます。

こうした取組により、定期監査において、2年連続で受けていた指摘が、前年度に比べて、7割以上も減少する効果が得られました。このように、内部統制の取組により、一定の効果が生まれておりますが、今後も引き続き、その効果を検証していくとともに、大串議員のご指摘を踏ま

えまして、他の自治体の事例なども研究し、より適正な事務執行に努めてまいります。

次に、基本構想に関するご質問のうち、目標年次の設定等についてお答えいたします。

今後の、変化が激しく予測困難な時代における基本構想には、時代や変化により色あせることのない普遍的な将来像をお示しすることが必要であると考えております。こうした考えから基本構想そのものに目標年次を定めることは想定しておりませんが、具体の取組については、基本構想に掲げる将来像の実現に向け、中長期的視点での取組を進められるよう、仕組みを構築しているところでございます。

次に、基本計画の策定についてでございますが、基本計画は、基本構想に掲げる将来像を具現化するため、中長期の施策の方向性などをお示しするものでございます。しかしながら、中長期の計画という性質上、策定時点から計画上の取組と毎年度予算に基づく具体的な取組に乖離が生じるなどの課題がございました。また、今後、ますます変化が激しくなることが想定される中、長期の計画では、行政運営に柔軟性を欠くことが危惧され、議会の皆様からも同様のご指摘を頂くことがございました。このため、基本構想では、大きなビジョンとして将来像をお示ししながら、変化に柔軟に対応できるよう、基本計画の策定にとらわれず、工夫していきたいと考えてございます。具体の対応策の詳細につきましては、検討の進捗に応じて議会の皆様にもご報告し、ご意見を頂戴してまいりたいと存じます。

〔大串ひろやす議員登壇〕

〇20番（大串ひろやす議員） 3点、再質問させていただきます。

1点目が、例としてありました神田警察通りについて、法令等の遵守はどうですかという質問でした。まず、それについては、きちんと守っていますよという答弁、短い答弁でした。私は、これ、本当にそうなのかなと。ここで具体的なその一個一個について述べる時間はありませんし、述べませんけれども、しっかりと、私はね、これ、検証してもらいたい。このことについて、答弁いただきたいと思います。

それから、2点目に内部統制についてですけれども、内部統制については、既に千代田区としても創意を工夫して行っていますという答弁でしたけれども、今、質問でも述べましたとおり、多くの区が義務ではなくて努力となっても、それを定めて、内部統制の体制を取って行っている。これは、やっぱり住民に対する、区民に対する、やっぱり説明責任を果たして、住民にしっかりチェックできるような体制をつくるんだということからやっているんだと思います。文京区に行ったときも、「やらないという理由はありません」と答えていました。ですので、再度、内部統制方針を定める意向はないのか、お伺いしたいと思います。

それから、3点目に、基本構想、基本計画ですけれども、私は、変化が激しいからこそ、中長期の計画が必要なんではないか。もともと自治法には、（ベルの音あり）総合的かつ計画的な行政運営を図るべきだと書かれております。そのためには、変化が激しいから定めないのではなくて、しっかりとした計画を私はつくっていただきたい。それが住民の皆さんと一緒に千代田区をつくっていくという基本ベースとなるわけですから、それがなくては駄目です。また、進行管理もできません。PDCAサイクルも回すことができません。ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

ます。

以上3点でございます。よろしくお願いいたします。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 大串議員の再質問3点にお答えいたします。

まず1点目、神田警察通りの道路整備に関しましては、この間、議会の中でも様々なご議論を頂いてきたことは承知してございます。こちらにつきましては、それらを含めて、現段階では適法な手続を進めてきたものというふうに認識をしているところでございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、内部統制方針の件でございます。各自治体において、様々な工夫をもって取り組んでいるというところをご答弁さしあげたところでございます。その工夫の仕方の1つとして、様々な観点から取り入れられるべきところは取り入れていくということも検討はしたいと思っております。いずれにしましても、各自治体の事例などもさらに研究をして、より適正な事務執行に努めてまいりたいと存じます。

最後に3点目、基本計画を策定していない点でございます。現状、単に基本計画をなくすということではなくて、基本構想の実現に向けた毎年度の予算編成の過程で、中長期的な取組方針を示すようなことも考えてございます。ご指摘いただいたPDCAを回せるというようなことも、その中で検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと存じます。

○議長（桜井ただし議員） 以上で各会派の代表質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

午後3時49分 休憩

午後4時09分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

一般質問に入ります。通告順に質問をお願いします。

初めに、21番林則行議員。

〔林則行議員登壇〕

○21番（林則行議員） うがい友義議員のご逝去に、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

それでは、令和4年第2回定例会において、千代田区議会自由民主党として一般質問いたします。

7月10日の参議院選挙で、がん対策を訴える候補者の演説を聞き、千代田、港、新宿の東京1区から選挙をしていた与謝野馨代議士の「全身がん政治家」を読み返しました。その一節に「4つのがんになり、そのうち三度は再発しながらも治療によってこうして元気に過ごせるわけです。私はみなさまにできるだけ定期検診をお勧めしたい。どんな難しいがんでも、早い段階で治療を始めることができれば、治癒する可能性が高くなります。それには自己検診が必要です。まず検査を受けるべきです」と。そこで、**がん対策**について、質問いたします。

がん予防対策は、リスク因子である食生活や身体活動、喫煙、受動喫煙等の生活習慣、生活環境やがんの進行につながる感染症などについての知識に基づく生活を送る一次予防、がん検診で早期に発見し、適切な治療により死亡率を減少させる二次予防があります。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、がん検診をはじめ、各種健診が一時中止や延期され、その後も受診や通院控えが続いていました。日本対がん検診協会によると、令和2年、がん検診の受診者は、前年比で3割減、がんと診断された方も9.2%減ということです。主な5種、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、約4万5,000人の診断が遅れたと推計されています。

5種のがんは、検診で早期に発見、治療により、死亡率の低下が科学的に証明されています。その中で、女性特有のがん、予防が可能とされている子宮頸がんについて、伺います。

子宮頸がんの予防対策は、千代田区が昭和45年、国が昭和58年より、老人保健法に基づき、検診が開始され、成果を上げてきましたが、年間1万人以上が罹患し、約2,800人が死亡しています。特に、50歳未満の若い世代の罹患が問題となっています。日本の検診受診率は、欧米先進国と比べて低く、20代を含む若年層の受診率は低迷したままです。

子宮頸がんの治療が成功しても、その後の妊娠に影響を与え、後遺症に苦しむ人もいます。HPVワクチンによる予防とスクリーニングで、早期にがんを発見することが重要となります。HPVワクチンは、現在110か国で公的接種に位置づけられ、イギリスやオーストラリアの接種率は8割に達しています。

千代田区は、平成24年4月に、接種費用の補助を制度化、国は翌年に定期接種化しましたが、接種後に体の広範囲で痛みが続く等、多様な症状が報告され、積極的な接種勧奨の差し控えを決定。28年度の接種率は約0.3%に低下しました。その後、国内外の科学的知見を踏まえて議論され、昨年11月に安全性に特段の懸念が認められないこと、有効性がリスクを明らかに上回るとして、本年4月、ワクチン接種の積極的勧奨となりました。ワクチン接種の積極的な勧奨が差し控えられていた間に、定期接種の対象年齢であった方を対象に、公費でキャッチアップ接種を令和7年3月まで実施することが決定いたしました。千代田区は、昨年11月から接種費用を公費で負担して取組を進めています。（スクリーンを資料画面に切替え）

HPVワクチンは3種類あり、国が定期予防接種として認めている2価ワクチン、4価ワクチンは、子宮頸がんの約6割の効果が期待されています。一方、88%の予防が可能と考えられている9価ワクチンは、令和2年7月に製造販売が承認され、厚生労働省の審議会で定期接種化を視野に検討している状況です。静岡県富士市では、任意接種となる9価ワクチンの接種費用を一部補助を行っております。全国初、都内初が得意の石川前区長でしたら、9価ワクチンの接種助成を国の定期予防接種を待たず、実施していたと思います。

4価ワクチンは、日本でも、昨年末に男性への接種が承認されました。既に40か国と地域で公費負担となっています。HPV感染は、女性特有の子宮頸がんや外陰がんだけでなく、肛門がんや陰茎がん、咽頭がんにも関与すると知られています。男性がワクチンを接種すると、自身のがん予防に資するだけでなく、大切なパートナーを守ることに繋がります。

以上を踏まえて、5点伺います。本区のがん検診受診率や予防効果の観点から、がん検診の目

的、意義。子宮頸がんの予防に関する取組の現状。HPVワクチン接種の周知やキャッチアップ接種による接種状況と接種者の推移、その効果。9価ワクチンによる子宮頸がんへの予防効果への見解と、国の定期予防接種化を待たず、区の公費による負担軽減の制度を設けるか。男性への4価ワクチン接種の予防効果の見解と、公費による負担軽減の仕組みを設けるか。（スクリーン表示を元に戻す）

以上、区の見解をお示しください。

次に、千代田区がめざす高齢者施設の将来像について、質問します。

本区の特別養護老人ホームの入所は、原則、要介護3から5です。認知症等により、居宅の日常生活を営むことが困難で、要介護1、2の方々は、特例として入所できます。現在、入所待機者は約50名です。千代田区は、今後も人口増加が続くと想定されているので、待機者の増加が見込まれます。（スクリーンを資料画面に切替え）特養の運営は、区直営ではなく、民間の社会福祉法人等に委ねています。効果的、効率的な運営が実現できるよう、事業者が参入しやすい環境を整備し、様々な処遇等の補助制度や職員のための住宅の確保など、類いまれな取組を行っています。施設の運営形態には様々な手法があり、官民の業務領域や役割分担など、その考え方を明確にし、施設の目的や特性に合致した適切な手法を選定することが重要な点となります。

ちなみに、区内の指定管理者施設は、いきいきプラザ一番町、岩本町ほほえみプラザ、かがやきプラザ。民設民営は、かんだ連雀、ジロール神田佐久間町、ジロール麴町、淡路にこここフォーユープラザ、ザ番町、ケアハウス神田紺屋町があります。

本定例会の議案に、いきいきプラザ一番町の指定管理者の指定が提出されています。議案は委員会に付託され、審査されますので、事前審査となる質問はいたしません。指定管理者施設の更新時に、成果と課題の検証が必須となります。（スクリーン表示を元に戻す）

以上を踏まえて、3点伺います。同じ機能を有する施設が、施設毎に様々な手法を適用していますが、考え方の基準。福祉施設の指定管理者制度は期間を10年と定めていますが、その理由、成果と課題。定員30名未満のジロール麴町は、地域密着型サービスとして運営期間を定めていませんが、指定管理施設は、なぜ期間を設定しているのか。区の見解をお答えください。

次に、事業の経営と職員配置についてです。

特別養護老人ホームの入所者の入院は、3か月以内に退院することが見込まれる際、退院後、円滑に再入所できるようにしなければならないと、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準、厚生労働省令で規定されています。その間、空きベッドをショートステイ等で利用することは可能ですが、運営側からすると、空けておくことは減収につながります。（スクリーンを資料画面に切替え）入所者は、なれ親しんだ職員による支援が大切です。職員が替わった際の影響が大きく、利用者との信頼関係が重要です。

いきいきプラザ一番町は、前回の令和3年4月からの指定管理者の指定では、10年という指定管理期間の考え方ではなく、大規模修繕に伴う建て替えの予定を理由に、移転時は定着した職員による対応が必要だということから、指定期間を2年間延長しました。平成28年4月からの指定の際には、高齢者総合サポートセンターかがやきプラザの相談機能拠点の開設に当たり、サ

ービスの維持、安定的、効果的な運営を図ることを理由に、指定管理者を非公募とし、高齢者あんしんセンターへの委託を継続しました。平成7年開設時から東京栄和会が委託運営し、平成18年4月の指定管理者導入後も継続して運営してまいりました。（スクリーン表示を元に戻す）

以上を踏まえて、5点伺います。入院しなければならない入所者の権利を保護しつつも、ベッドの有効活用を図るための方策。いきいきプラザの大規模改修は行わないことになったのか、今後の改修計画。かがやきプラザの相談機能拠点の安定的、効果的な運営のため、委託等の継続について方向転換したのか。指定管理者制度は、運営事業者が替わっても、働く職員は同じということが実態としてあるのか。指定管理者の職員について、雇用や労務管理に関する区の権限や範疇など、指示、監督できる範囲はどこまでか。区の見解をお示してください。

次に、医療措置についてです。

特別養護老人ホームで医療対応できる施設は少なく、施設の看護師は、主に入所者の健康管理や観察、配置義務のない往診の医師と連携し、投薬管理などを行います。施設では、必要に応じて、インシュリン注射や胃ろうなどの経管栄養の管理、留置バルーンの洗浄や交換、ストーマ管理等、介護士にはできない簡易な医療的措置が可能です。特別養護老人ホームは、最低限の医療的な行為のみであり、十分な医療ケアを受けたい場合は入所できません。

千代田区は、地域包括ケアシステム「ときどき入院、ほぼ在宅」を、区内の神田医師会、千代田区医師会と在宅介護の充実を目指しておりました。施設介護で医療的措置の充実を目指し、運営法人の募集要件にするのも1つの方針です。

以上を踏まえて、3点伺います。本区の特別養護老人ホームで実施している医療的措置は。今後、区の特養における医療的な措置の範囲については、どこまでを目指し、指定管理者や民設民営事業者へどのような要求水準、医師、看護師の配置、整備を含めて、示していくのか。施設介護での医療的措置とかかりつけ医による在宅介護との領域の関係に変化があるのか。区の見解をお示してください。

以上、明快な答弁をお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 林議員の高齢者施設に関するご質問にお答えいたします。

初めに、特別養護老人ホームの運営形態についてですが、考え方の基準としては、本区でのこれまでの実績も踏まえ、開設に当たっての条件整備を勘案した上で、民設民営による運営方法を優先しているものです。今後も、民間開放の在り方にに基づき、各施設に合った運営手法を選択していきます。

次に、福祉施設の指定管理期間につきましては、千代田区指定管理者制度ガイドラインで、利用者との信頼関係が重要で、指定管理者の変更が利用者に与える影響が大きい施設である福祉施設全般の基準は、10年間と定めております。成果としては、他の指定管理施設において5年とされているのに比べ、安定した施設運営が実施されたことです。一方で、課題としては、多様化する介護ニーズに、福祉施設として、柔軟に対応しづらいことや指定管理者が変更になった際の引継ぎに留意する必要があると認識しております。

次に、指定管理者施設での期間の設定についてですが、千代田区指定管理者制度ガイドラインで指定期間についての考え方を定めており、3年間といった短期間では指定管理者による安定的な経営や自主性の発揮が期待できないことなどの課題がある一方で、長期間では、社会経済情勢の変化により、目標や事業展開を見直す必要が生じるおそれがあることなどの理由により、それぞれの施設の特性に応じて基準を定め、指定管理期間を設定しております。

次に、事業の経営と職員配置についてです。

初めに、入院した入所者の権利を保護しつつ、ベッドの有効活用を図るための方策ですが、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第23条に基づき、区内特別養護老人ホームは、入所者が入院する場合に、最大3か月間、ベッドを確保しており、区は、これに対して、介護報酬等の減額を補填するための補助を実施しております。また、入所者の入院に伴うベッドの空きについては、ショートステイとして利用することで、有効活用しております。

次に、いきいきプラザ一番町の大規模改修についてですが、当該施設は、開設から27年が経過しており、区の指針で、大規模改修の実施時期となる30年を目途に、空調設備や給排水設備などを更新する大規模改修が必要であると認識しています。具体的な改修方法は、これまで、いながら改修、仮施設設置など、様々な実施方法を検討してまいりましたが、施設の移転を含め、再検討しているところでございます。なお、今年4月に配管調査を実施しており、その結果を踏まえて、改修計画を見直す予定でございます。

次に、かがやきプラザの相談機能の委託等の継続についてですが、議員ご案内のとおり、高齢者総合サポートセンターでは、24時間365日の体制で、高齢者から様々な相談を受け、区の地域包括ケアの拠点として、医療と介護の総合コーディネート機能を発揮することが期待されております。こうした機能につきましては、毎年開催される区民、有識者、医療従事者から成る高齢者サポートセンター評価委員会において、おおむね良好な評価を頂いているところでございます。今後も、こうした評価を通じた業務改善を継続的に進めながら、地域との信頼関係を確保し、高齢者の総合相談拠点の安定的、効果的な運営に努めてまいります。

次に、指定管理者制度で、運営事業者が替わった際の働く職員の実態についてですが、他自治体では、大半の職員が引き続き雇用されているという事例がございます。ただし、最終的には、新旧の指定管理者間での協議によるものと認識しています。

次に、指定管理者の職員について、雇用や労務管理に関する区の権限や範疇などについてですが、公契約条例に基づき、労務台帳を提出させることで、職員の給与が賃金下限額を下回っていないか、また、職員が適切に社会保険に加入しているかなど、指定管理者が条例の規定に違反していないかを確認しております。その際、指定管理者が条例の規定に違反していると認められる場合、区は指定管理者に是正措置を命じることができます。また、指定1年目には、労働環境モニタリング、指定2年から3年目には、経営財務モニタリングを実施しており、適切な施設運営がなされているかを確認しております。

最後に、医療措置についてです。本区の特別養護老人ホームで対応可能な医療措置についてですが、経管栄養、バルーンカテーテル、人工肛門、人工膀胱、インシュリン注射、吸引、疼痛の

看護となります。なお、入所に当たっては、本人の病状の安定やご家族の協力が必要となる場合がございます。

次に、区の特別養護老人ホームにおける医療的な措置の範囲やその要求水準などについてですが、現在、指定管理者の募集や民設民営事業者の募集を行う際には、医師、看護師の配置、設備等に関する個別具体の要求水準は定めておりません。

最後に、施設介護での医療措置とかかりつけ医による在宅介護の領域の関係についてですが、今後も、地域医療との連携の重要性、方向性に変わりはないと認識しております。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 林議員のご質問のうち、区におけるがん対策についてお答えします。

まず、本区におけるがん検診についてお答えします。令和2年度の受診率については、コロナ禍における受診控えが懸念されましたが、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5つのがん検診において、おおむね横ばいとなっており、令和3年度の受診率については、肺がん検診30.1%、胃がん検診27.9%、大腸がん検診31.6%、子宮頸がん35.7%、乳がん検診33.6%となり、前年度に比べ、上昇傾向にあります。

がん検診の目的と意義ですが、がんを早期に発見し、適切な治療につなげることで、がんによる死亡を減少させることとされております。議員ご案内のとおり、特定の方法で検診を受けることで、がん死亡を減少できることが科学的に証明されていることから、的確ながん検診の実施により、疾病の早期発見、早期治療に努め、区民の健康の保持増進を図ることに努めているところでございます。

次に、子宮頸がん予防に関する取組の現状について、お答えします。子宮頸がんは、女性がかかるがんの中でも比較的多く、20代後半から増加し、30代後半から40代が多くなっております。そのため、国のがん検診実施指針に基づき、対象者を20歳以上、偶数年齢の2年に一度の検診としております。未受診者に対しては、毎年秋に様々な受診勧奨を行い、受診率向上に努めており、20代から30代の若年層の受診率は34.9%となっております。さらに、厚生労働省が定める女性の健康週間に合わせて、普及啓発を実施しております。

次に、HPVワクチンに関する周知やキャッチアップ接種について、お答えします。厚生労働省のHPVワクチンの積極的勧奨再開の動きを受け、区は前倒しで、令和3年9月に定期接種対象者へのHPVワクチンに関する情報提供、10月には国の制度を活用した区独自の接種期間の延長と、この間の自己負担で接種した方に対する償還払いの実施、令和4年2月末には定期接種対象者へ予診票の一斉送付を、令和4年4月の積極的勧奨再開に先駆けて行ってきました。

キャッチアップ接種に関しましては、平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれの対象者、約2,700名の方に来月7月に予診票を送付する予定です。接種状況につきましては、4月以降の予診票送付が17件、そのうち、1回目の接種を終えた方が5名となっております。また、定期接種対象者については、令和4年2月末に予診票を送付した後、3月の接種者が前年の31人から104人と、3.4倍に増加いたしました。

次に、9価ワクチンの予防効果への見解と公費負担について、お答えします。国内では、令和2年7月に使用が承認されましたが、定期接種の対象とはなっておらず、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく予防接種被害救済制度の対象にはなりません。現在、厚生労働省の予防接種に関する審議会・検討部会で、9価に関する定期接種化の是非、2価、4価と比較しての有効性やワクチンの安全性について議論がされているところです。そのため、現時点で、任意接種の9価ワクチン接種をご希望の方は、全額自己負担となっておりますが、国の動向を注視し、議論の進捗に対応して、速やかに対応してまいります。

次に、男性のHPVワクチン接種についてお答えします。その効果につきましては、議員ご指摘のとおり、男性自身のがん予防ばかりでなく、パートナーへの感染予防につながると認識しております。現在、男性のHPVワクチン接種は、4価ワクチンが承認されておりますが、定期接種の対象とはなっておりません。引き続き、国の審議会の検討を注視し、その動向に併せ、対応してまいります。

○議長（桜井ただし議員） 次に、19番米田かずや議員。

〔米田かずや議員登壇〕

○19番（米田かずや議員） 令和4年第2回区議会定例会におきまして、公明党議員団の一員として一般質問いたします。

初めに、地方創生臨時交付金について確認いたします。

本年4月26日に決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰など総合緊急対策において、我が党の強い要請に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。これにより、地方自治体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業等の支援といった取組をしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記されています。

そこで、お伺いいたします。本区では、当該地方創生臨時交付金について、どのように活用していくのか。その際は、以下の支援を重点的に活用すべきと考えます。1、学校や園での給食費等の負担軽減、2、介護施設等の食事提供への負担軽減、3、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の対象拡大や給付額の上乗せ、4、子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大や給付額の上乗せ、中小・小規模事業者に対する業種ごとのニーズに応じた支援について、見解をお聞かせください。

次に、EBPMについて、確認させていただきます。（スクリーンを資料画面に切替え）

EBPMとは、経験や勘に基づくものではなく、実験や今あるデータを基に検証し、効果が見込める政策立案を行っていくことです。EBPMは、欧米を中心に90年代から発展し、日本では、2010年代半ばから導入されるようになりました。これまでの日本の政策決定では、科学的な根拠よりも、経験や前例が重視される傾向にありました。しかし、現在の日本は、少子高齢化や労働人口の減少により税収が減少し、財源も限られてきております。限られた財源を基に、より効果の高い政策を打っていかなくてはなりません。そうした中で、2018年には、各省庁

で、EBPM推進の組織が設立され、試行的な運用が始まりました。現在では、様々な自治体でEBPMが推進され、エビデンスに基づいた施策が実施され始めています。（スクリーンの資料画面を切替え）

EBPMにおいて重要なことは、施策と成果の因果関係の確認と検証をしていくことです。この因果関係を把握するために、最も質の高い手法として、ランダム化比較実験、RCTという手法があります。RCTとは、施策を実施する層だけではなく、比較可能な施策を実施していない層も準備し、両者の前後を比較することで、施策効果の検証をする手法のことをいいます。RCTは、平成30年度の内閣府のEBPMの取組の方針においても、質の高いエビデンスとして位置づけられております。一方、専門家等の意見の参照は、それほど質の高いエビデンスとされておられません。RCTのような手法を用い、効果の高いとみなされた方法を施策にすることで、課題に対して、より高い効果を上げることにつながります。（スクリーン表示を元に戻す）

実際に、EBPMを活用し、成果を上げている自治体もあります。横浜市では、平成29年度に官民データ活用推進条例、平成30年度に推進計画を策定し、その柱の1つとして、EBPM推進を掲げ、様々な政策立案をしております。広島県呉市では、診療報酬明細、レセプトのデータや健康診断データを活用して、医療費の増加要因となり得る持病を持つ人を抽出し、重症化する前に把握して、個別指導やジェネリック医薬品との差額通知の送付などを実施する施策の効果を、EBPMで検証しました。これにより、薬剤費の削減や糖尿病での腎臓透析移行者の大幅な減少に成功いたしました。神奈川県葉山町では、資源ごみを捨てる際の誤りを是正する施策を検討するために、EBPMを活用いたしました。町内会を巻き込んで、ごみの集積場の状況を調査し、対策案を検討。そして、対策案を実施する場所としない場所を設け、比較することで、効果的な対策を見つけました。

このように、EBPMは、これからも多くの実証実験が行政や地方自治体で活用され、知見が蓄積され、その効果も広く周知され、当たり前の方考え方として定着していくと予想されています。今後は、ICTがさらに進歩するので、より効果的で効率的なEBPMの方法が確立できると考えられています。また、都市の動きをICTによって最適化するスマートシティや社会課題の解決に向けたデジタルトランスフォーメーション、DXの取組は、とりわけEBPMとの親和性が高く、適用範囲も拡大し、方法も進化することによって、私たちの暮らしや社会はよりよい方向へ変わっていくはずです。

そこで、お伺いします。確かなエビデンスに基づいて、政策の決定や実行、効果検証を行うEBPMについて、区としてどのように認識しているかについて、お聞かせください。また、本区も、今後、ますます多様化し続ける区民ニーズに直面する中で、効果的な施策を展開していく必要があります。こうした要請に応える手法のエビデンスに基づく政策形成、EBPMを取り入れ、政策立案に活用してはいかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

次に、**学校、園の感染症対策**について、確認させていただきます。

これまでも各学校・園においては、国のマニュアルや東京都のガイドライン、その他関係法令等の考え方を基本とし、千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン

を作成し、子どもたちの健康を守ってきました。これまでの関係各位の皆様の不断の努力に感謝申し上げます。それでも、第6波では、多くの園児や児童や生徒が罹患し、登園の自粛や学級閉鎖となった事例も多く出ており、少なくなったとはいえ、現段階でも自粛や学級閉鎖が続いております。

東京都は、23日、モニタリング会議を開き、減少傾向が続いていた7日間平均の新規感染者数が5週間ぶりに増加に転じたことを明らかにしました。また、インフルエンザにより、都内の公立小学校で学年閉鎖の措置が取られたことも報告され、新型コロナとインフルエンザの同時流行に対する懸念も示されました。

そこで、お伺いいたします。これまでに学校や園で行ってきた新型コロナウイルス感染症対策と、今後、その他の感染症と同時流行など、変化が見込まれるコロナウイルスにどのように対策していくのか、お聞かせください。

そこで、今、感染症対策として注目されているのが空気循環式紫外線清浄機です。（スクリーンを資料画面に切替え）この清浄機は、紫外線ランプを内蔵し、器具内のファンで空気を循環させながら、強力な紫外線ランプにより室内を浮遊する菌やウイルスを不活化させる空気循環式紫外線清浄機です。紫外線による除菌は、細胞をつかさどるDNAやRNAに直接作用し、除菌するため、細菌やウイルスが突然変異した場合においても効果が期待できると言われています。

（スクリーンの資料画面を切替え）新型コロナウイルスの不活化効果について、広島大学病院感染症科、大毛宏喜教授、広島大学大学院、坂口剛正教授と共同で評価試験を行った結果、高い有効性があることが確認されております。

また、紫外線による新型コロナウイルス不活化のメカニズムは、紫外線によるRNAの損傷によるものと考えられ、現在、世界的に感染者数が多いオミクロン株をはじめ、今後、新たに発生し得る新型コロナウイルス変異株に対しても、紫外線は同様の不活化効果があるものと考えられると評価されております。そして、インフルエンザ対策にも有効とされております。（スクリーン表示を元に戻す）実際に導入している自治体や医療機関等に効果を伺うと、学校に300台導入している教育委員会では、おかげで感染者数が少なく、クラスターは発生していない。保護者や教員の不安解消の一助となっている。そのほか、活用している複数施設では、空気清浄機の効果は目に見えないため、的確な評価は申し上げることはできないが、少なくとも空気感染対策の一助となっていると思うなど、高い評価を伺っております。

新型コロナ感染を完全に防ぐことができる方法はいまだ存在しませんが、今後は、感染の要素となり得るものを一つ一つ潰していくことが重要と考えます。感染のリスクを減らすことは、クラスターの発生を防ぎ、感染者を最小限に抑えることにつながります。そこで、本区も学校や園等の施設に、先ほど述べたコロナウイルス不活性化の実証データを有する空気循環式紫外線清浄機を導入し、感染症対策を行ってはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

最後に、**帯状疱疹**について、確認させていただきます。（スクリーンを資料画面に切替え）

帯状疱疹とは、神経に潜んでいた水痘帯状疱疹ウイルスが活性化することで発症する皮膚疾患であります。日本の成人の9割以上がこのウイルスを保有しているとされており、疫学調査によ

ると、働き盛りの50歳を境に発症率は急激に上昇し、80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われています。（スクリーンの資料画面を切替え）一般的に带状疱疹はぴりぴり、ちくちくとした知覚過敏のような痛みがあり、数日後に赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って帯状に現れ、その痛みは眠れないほど激しい場合があります。

そして、神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを带状疱疹後神経痛、PHNと呼びます。PHNは、焼けるような、締めつけるような持続性の痛みや、ずきんずきんとする痛みが特徴です。50歳の2割の方に神経の損傷による痛みが続くPHNとなる可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。また、带状疱疹が現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳鳴り、目まいなど、重い後遺症が生じることがあります。

そのような带状疱疹がこのコロナ禍において急激に増えているとの報道があり、その因果関係は解明されていませんが、コロナ感染者での带状疱疹の発症率は、非感染者よりも15%高く、また、重症度が上がり、入院患者における発症率は、非感染者よりも21%も高くなることが報告されております。（スクリーン表示を元に戻す）

带状疱疹ワクチンは、日本では、厚生労働省により、2016年、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として、効果効能が追記されました。そして、新たに2020年には、不活化ワクチンが発売されました。不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると、予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れており、より幅広い接種希望者のニーズに応えることができます。带状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされております。（スクリーンを資料画面に切替え）その一方で、接種には費用がかかり、生ワクチンで8,000円から1万円、不活化ワクチンでは2万から2万5,000円かかり、しかも、2回の接種が必要です。そのことで、接種をためらう方も多くいると伺いました。現在、33の自治体で様々な形で公費助成を行っており、また、多くの自治体がコロナ禍ということもあり、前向きに検討がされていると伺っております。今回、内閣府では、各自治体の判断により、住民の負担を軽減するために、带状疱疹ワクチン接種にかかる費用負担の軽減に臨時交付金を活用することは可能との見解も示されました。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで、伺います。コロナ化で急増している带状疱疹を発症する働き盛り世代や高齢者を守るため、本区も带状疱疹ワクチン接種の助成を早急に行うとともに、ワクチンの普及啓発を行うべきと考えます。区としての見解をお聞かせください。

以上、物価高騰対策、学校や園での感染症対策、EBPM、带状疱疹について、質問させていただきました。区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 米田議員の地方創生臨時交付金に関するご質問について、お答えいたします。

議員ご案内のとおり、本年4月に内閣府よりコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設することが示されました。ご指摘いただいた5件の取組は交付金の活用事業例として示されており、地域の実情に応じて、事例以外の事業にも様々活用できるとされております。こうした事例のうち、学校・園の給食費等につきましては、現在の保護者負担額でも栄養バランスや量が確保された給食を様々な工夫により提供しておりますが、物価高騰の状況次第では、その対応にも限界が見込まれます。そのため、必要な支援の内容、方法や時期について、検討に着手しております。

また、中小事業者に対する業種ごとのニーズに応じた支援につきましては、新たな取組を幅広く支援するチャレンジ・チェンジ応援補助金において、コロナ禍の現状に鑑みまして、昨年度の補助率を維持することとしつつ、区内取引を促進してまいります。併せて、業況調査をより一層深めるため、区内中小企業景況調査を実施いたします。今後も、交付金の趣旨を踏まえ、その他の例示いただいた事業を含めまして、支援策の必要性や手法等について、適宜、検討を進めてまいります。

なお、他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 米田議員の学校・園での感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、これまでの対策と今後の対策についてですが、これまでの対策といたしましては、各施設入り口への体温センサーや消毒用アルコールの設置、日々の清掃・消毒を行っております。また、議員のご質問にあるとおり、区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドラインの策定のほか、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の発出の都度、学校・園に対し、対応に関する通知を送付しております。そのほかにも、感染不安等で学校に登校していない児童・生徒に対してのオンライン学習、感染症の専門家による現場視察によるアドバイス、教職員などを対象としたワクチン接種を実施するなど、その対応に努めてまいりました。

今後の対策につきましては、今般改訂した感染症対策等ガイドラインに基づく基本的な感染症対策を徹底するとともに、インフルエンザとの同時流行への懸念に対し、専門家の協力やアドバイスを得ながら、これまで以上に感染のリスクを低減する方策を早め早めに講じてまいります。

次に、空気循環式紫外線清浄機の導入についてですが、議員ご提案の紫外線による殺菌については、業務用厨房などの殺菌灯をはじめ、理髪店や公衆浴場などでのくしやはさみの殺菌保管箱など、以前から除菌に用いられ、効果を上げてきた経緯がございます。また、議員ご指摘のように、最近の研究において、一定の波長の紫外線照射により、ウイルスRNAを損傷させ、新型コロナウイルスのほか、幾つかのウイルスを不活化することが報告されており、その効果に期待が寄せられているところです。夏季の熱中症対策などにより、マスクを外す場面も増えるであろう学校の教室や保育園の保育室などにおいて、換気に加えて、空気循環式による空気清浄は、感染リスクを減少させる一助となる可能性があるものと認識しております。

教育委員会では、小まめな手洗いやうがいの励行、換気、正しいマスクの着用といった、これ

までの学校・園での感染症対策を引き続き実施しつつ、様々な殺菌装置が市場に存在する中、空気循環式紫外線清浄機についても、今後の新たなウイルスへの備えも兼ねたものとして検討するとともに、学校や幼稚園、保育園にも積極的に情報提供してまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○**地域保健担当部長（原田美江子君）** 米田議員のご質問のうち、帯状疱疹ワクチンの公費助成に関するご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、成人の帯状疱疹ウイルスに対する抗体保有率は90%以上であり、多くの方が発症リスクを有しています。加齢などによる免疫力低下が原因の1つと考えられることから、高齢化に伴い、患者の増加が懸念されます。

帯状疱疹ワクチンについては、国立感染症研究所が作成したファクトシートにありますとおり、発症や後遺症の予防等に一定の効果があるものと考えております。また、国の厚生科学審議会で、定期接種化について審議が継続されており、帯状疱疹ワクチンについては、引き続き期待される効果や導入年齢に関する検討が必要とされているところです。

公費助成については、23区では文京区が2019年に高齢者を対象に始めており、議員ご指摘のとおり、助成を開始する自治体は増えております。ワクチンの有効性、安全性及び副反応に関しても、新たな知見が得られていることから、今後、国の動向や他自治体の導入事例を注視し、公費助成や普及啓発について、検討を進めてまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○**政策経営部長（古田 毅君）** 米田議員のEBPMに関するご質問にお答えいたします。

限られた行政資源を有効に活用しながら、政策効果を最大化していくためには、目的に対する効果が明らかな政策の展開が重要です。このため、EBPMの活用は、大変有意義な取組であると認識しております。また、議員ご指摘のとおり、今後のICT技術のさらなる進歩やDXの取組は、EBPMとの親和性も高く、様々な課題解決の可能性を広げるものであり、より効果的な政策の展開が可能になると考えております。

なお、区では、現在、東京都健康長寿医療センターと連携しまして、高齢者の健康づくりに資する健康福祉分野におけるデータ活用を検討しており、EBPMの考え方を取り入れた取組も進めているところでございます。

今後、より一層、EBPMを活用していくためには、職員の知識やスキルの向上など、組織力を強化していく必要もございます。このため、EBPMの活用と組織力の強化の取組を並行して進めながら、効果的、効率的な政策形成に努めてまいります。

○**議長（桜井ただし議員）** 次に、9番西岡めぐみ議員。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○**9番（西岡めぐみ議員）** 令和4年第2回定例会におきまして、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

質問に入る前に、去る6月5日にご逝去されましたうがい友義議員のお悔やみを申し上げます。同じ会派の同期として、大変残念で悔しい思いでおります。議員になられてからの彼の一般質問

は、まちづくりや今後の公共空間としての高度な利用について、ロストジェネレーションやポストコロナ社会に向けたウォークブル推進都市と道路の活用、今では頻繁に耳にするようになったメタバースを取り入れたまちの活性化等、いつも斬新で、うがい議員らしい個性あふれる一般質問をしていらっしゃいました。人に頼まれたら断れない性格で、お互いに励まし合える快活な人間の同期でした。うがい議員のご功績をたたえ、今後は、同期として、彼の分まで私なりに精進していくとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

本年2月24日、ロシア軍によるウクライナ軍事侵攻は、国際秩序の根幹を揺るがした上、多くの犠牲者を出し、物価上昇を助長させ、現在も世界各国に混乱を招いています。国連難民高等弁務官事務所によれば、国外へ避難している**ウクライナ難民**の累計は、およそ700万人以上になり、ポーランドやモルドバ、ハンガリーなどの欧州諸国へ現在も流入し続けています。

日本政府は、本年3月、内閣官房長官の下に、ウクライナ避難民対策連絡調整会議を設置し、当該タスクフォースを司令塔として、関係省庁が連携しながら、避難民の渡航支援、入国後の生活支援、就労・就学支援、日本語教育、将来的に定住も見越して、自治体や企業、または、民間団体との避難民の受入れ先のマッチングを行い、我が国としても避難民の人道支援が円滑に行えるよう、方針を示しています。

5月24日には、日本・アメリカ・オーストラリア・インド首脳会合、QUADが日本で開催され、ウクライナ情勢がインド太平洋地域に及ぼす影響を含む地域情勢、国際情勢に関して、意見交換し、力による一方的な現状変更をいかなる地域においても、とりわけインド太平洋地域で許さず、地域秩序を保つためにも、今後も緊密に連携していくことを世界へ発信しました。（スクリーンを資料画面に切替え）

外務省によると、日本政府によるウクライナ支援は、1つ目に、国際機関等、日本のNGOを通じた緊急人道支援として、ODAや国際平和協力法に基づく物資協力、2つ目に、ウクライナ政府に対する二国間スキームを利用した財政支援、3つ目に、自衛隊法に基づいた上で、自衛隊による装備品等の提供や人道救援物資の空輸支援、4つ目は、ウクライナ政府の要請を受けた食料品や在京ウクライナ大使館へ寄贈された物資の提供のため、ドイツのシュルツ首相の専用機予備機のキャパシティを活用し、衛生用品などを搬送し、現地で必要な消防通信関連機材、医薬品や医療用品等の輸送支援、5つ目に、ウクライナからの避難民受入れ支援としては、日本への渡航支援ニーズを現地調査するため、ウクライナ避難民支援チームをポーランドに設置し、政府専用機や週に1便、政府がポーランド航空の一部座席を借り上げ、法務省管轄の下、出入国在留管理庁にウクライナ避難民の支援を申し出る窓口も設置し、日本滞在支援を行っています。また、日本へは、一時避難先としている避難民へ第三国への出国支援等も国が実施しているところです。

現在、日本でのウクライナ避難民受入れ累計数は、速報値で1,422人に上ります。避難民が日本への上陸手続をした後、身元を引き受ける親族や知人等の有無で、国や自治体の対応、支援策も異なっています。（スクリーンの資料画面を切替え）身元引受先がない方の一時滞在先は、国内某所のホテルとなり、身元引受先のある方は各自治体が受け入れ、日本語支援や翻訳機の提

供、国民健康保険の加入、状況によっては、生活保護等の申請が可能です。

一方、本区では、本年3月にウクライナ避難民を受け入れ、4月からウクライナ避難民に関する一元的相談窓口を設置し、ホームページにて、避難民に向けた情報を掲載しています。また、居住場所は、現在、民間事業者が行っている状況と聞いており、今後、避難民が増加すれば、幼いお子さん連れや介護を必要とするご家庭、ペット連れの方の居住など、様々な家庭環境を抱えた方も避難してくる可能性があります、事情によっては、区内ホテルでの一時的な滞在や家賃補助等も検討する必要があるほど、避難民にとっての居住場所の確保は切実な問題となっています。

過酷な戦況下から避難してきたウクライナ人に、日本で、今後、どのように生きてもらうのか、必要最低限の物資や資金援助、貸付け、国保加入、衣食住等は担保されていても、言葉の壁や就労、就学の支援はいまだ手探り状態で、彼らの満足いく自立支援がなされた状況ではありません。

今後、本区でも避難民が増加した際には、中核的な支援員を配置すべきと思います。そのためにも、円滑に国や都、特別区や民間団体、企業等と積極的に連携し、支援に活かしていくべきです。国にも、一括した民間企業受入れサイトの就労支援がありますが、初動で実働機能し切れていない状況です。（スクリーンの資料画面を切替え）日本財団の資金援助や外国人在留支援センター「フレスク」での就労支援、日本語習得の支援も、避難民の方の要望に添った個別支援が現時点で全て賄えてはいません。

今後、避難民が増加傾向となった場合、本区オリジナルで、区内に在住のウクライナ避難民を受入れ準備のある企業とのマッチングの仕組みがあれば、円滑に就労していただけたらと思います。魚を与えてくれるのではなく、魚の釣り方を教えてほしいという難民の方の有名な言葉がありますが、今後の定住を見越して、人材としても、日本で技術習得や自立支援の就労サポートが必要です。例えば、現在は、JICAから紹介を受けた難民の方に対し、都内保育園では、日本語が不得手でも遊びやジェスチャーで子どもたちと触れ合い、給食室での作業など、言葉の弊害が少ない、働きやすい職場環境の提供を実施しています。

支援の内容や対応は自治体ごとで異なり、格差も生じています。緊急貸付けや、他方、支援金を出している自治体もあり、金額も各自治体により異なります。また、日本財団の避難民への資金援助は手元に届くまで時間がかかるそうです。出入国在留管理庁によれば、つなぎ手段として、ウクライナ避難民の方の専用サイトから資金援助の手続があるようですが、各自治体等の担当者がロシア語やウクライナ語を理解できなければ、有益な情報自体、支援すべき避難民へ情報提供しにくく、今後、情報提示や閲覧方法の在り方も見直すべきと考えます。（スクリーン表示を元に戻す）

また、日本での生活スタイルや文化も異なり、戦争により深く傷ついた心のケアも必要です。避難民の方の7割以上が女性や子どもで、母国との生活ギャップや文化や慣習の違いに戸惑いもあり、プライベートを担保しつつ、今後は彼らの心に寄り添い、日本の生活に慣れていただくためにも、区民との交流を時間をかけながら進めていただきたいと思います。難民キャンプが存在しない日本では、ほかの難民認定された方々との不公平感もなくさなければならず、既に日本にいる難民の方々との格差が生じないように、公平に支援がなされるべきとの意見もあります。

ロシア軍による戦争終結がいつになるか、先行きが読めず、戦争の長期化が懸念される今、ウクライナ避難民へ支援できることが何か、平成7年3月に、区議会で議決した「国際平和都市千代田区宣言」の趣旨に基づく平和啓発や多文化共生の実践機会となりますが、現在の課題など、以上を踏まえ、幾つか質問いたします。

初めに、本区では、現在、ウクライナから避難されている方々にできる限りの支援体制を取っていると思いますが、改めて本区の関係部署の連携状況や具体的な支援体制をお伺いするとともに、今回に限らず、過去の事例も含め、現時点での区の執行体制の課題はどのようなものか、お答えください。

次に、今後、避難の長期化や避難民の要望が多様化することが予想される中、一自治体では対応し切れない課題も生じることが予想され、国や大使館、都をはじめ、民間企業やボランティア団体など、多様な主体との連携も必要になると思います。そこで、さきに挙げた内容を踏まえ、国、都などの関係機関との連携状況や、今後、区としての要望があれば教示ください。

また、避難民を受け入れ準備のある区内企業や団体とのマッチングの仕組みがあれば、技術習得や自立支援など、日本に定住を見越し、円滑に就労していただけたと思います。ポテンシャルの高い区内の民間機関だからこそ対応できる支援体制等、今後の区オリジナルの支援策の考え方や、区として見えてきた避難民支援への課題についても併せてお聞かせください。

最後に、生活費における支援金など、避難民への支援策に係る経費は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能なようですが、区としてこうした財源を活用した避難民の支援に対する考えはお持ちでしょうか。区内ウクライナ避難民の受け入れ体制は全庁的な対応となると思います。避難民の方々にとり、悲惨な戦争から逃れ、人道支援は当然ながら、精神的サポートやケア、母国文化や慣習の異なる日本での生活が快適になる支援を担えるよう、どのように日本で生活をしていただくのか、国際社会からも、日本の対応、本区での対応が手本となるような内容であってほしいと思います。

以上、区長、教育長はじめ、関係理事者の明快な答弁を求めます。ありがとうございました。

(拍手)

〔樋口高頭君登壇〕

○区長(樋口高頭君) 西岡議員のウクライナ避難民への対応に関するご質問にお答えいたします。

本区におけるウクライナから避難された方への最初の支援は、お子様の学校への就学でしたが、生活全般への支援が必要となっていました。そこで、直ちに関係部課長を招集し、全庁的な支援体制を組み、人道的な視点から個別に寄り添った対応をしてまいりました。区民の方の献身的なサポートも頂き、国、都、民間機関との連携を進め、避難生活を今もご支援しているところです。避難の長期化に伴い、ニーズが変化し、広範囲にわたる支援が必要となっており、さらに民間の力を生かした官民一体での支援が求められています。議員ご指摘のとおり、今後は、さらに企業、民間機関などの支援を積極的に求め、避難された方々に寄り添ったマッチングができるよう対応を充実してまいりたいと存じます。

なお、詳細につきましては、関係理事者から答弁いたします。

〔文化スポーツ担当部長恩田浩行君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（恩田浩行君） 西岡議員のウクライナ避難民への対応に関するご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、区の支援体制です。現在、ウクライナ避難民に関する相談窓口を、国際平和・男女平等人権課に設置し、相談対応、庁内の情報共有、国、都等との連絡調整、他自治体との連絡、情報共有を行っています。避難民の方への支援としては、学校教育、医療、福祉など、区としての対応とともに、東京都つながり創生財団、外国人在留支援センター、ハローワーク、企業や民間支援機関などと連携をしているところです。議員からも有益な情報を頂き、感謝しております。

避難民の受入れですが、本区において、過去、国内の災害から避難されてきた方を受け入れた経験はありますが、今回のような外国から避難されてきた方を受け入れることは初めての事例となっています。国と都等の関係機関との連携状況ですが、国の出入国在留管理庁から、毎月、ウクライナ避難民の情報提供があり、区内居住の場合は支援する体制を取っております。また、出入国在留管理庁では、避難民の方々に直接、定期的に手紙をお送りし、メールやウクライナ避難民サイトによる情報提供を行うとともに、訪問調査も実施しております。国等の各種支援の情報も、特設ホームページへの掲載とともに、自治体宛てに頻繁にメールにて提供されております。東京都においても、特設ホームページとともに、ウクライナ避難民ワンストップ相談窓口が東京都つながり創生財団に設置されており、問合せするなど連携を行っております。また、避難民の方々同士のつながりもできてきており、そこからの情報もあり、様々な形で活用しているところです。

次に、区としての要望ですが、現在、特別区長会において、各区の実際の受入れの実態と課題の調査を行っているところです。日本財団の生活費支給の迅速な対応や、短期滞在の避難民への医療費負担が要望に上がっているところです。本区としても同様ですが、学校への適応の支援や、就労のための日本語学習と就労確保の早期対応などを求めています。

次に、区内の民間機関等との支援体制等についてですが、現在、区の相談窓口において、企業や区民など民間の方々から支援の申出をお受けしており、NPOなど支援団体との連携も進んできております。支援情報の避難民へのマッチングは充実してきているところですが、区のオリジナルの支援策として、本区のホームページにおいても民間等からの支援情報を積極的に求め、避難民や国等につなぎ、活用できるよう拡充してまいりたいと存じます。

区としての避難民支援への課題ですが、避難民の方々のニーズに複雑、高度な対応を求められる場合や、避難民の方々が増加した場合、体制の強化、連携の強化が課題になると考えております。

最後に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金は、ご指摘のとおり、ウクライナ避難民支援に活用することが可能でございます。

今後も全庁一丸となって、国、都、民間と連携し、避難された方々に寄り添った支援を行ってまいります。

○議長（桜井ただし議員） 議事の都合により休憩します。

午後5時17分 休憩

午後5時28分 再開

○議長（桜井ただし議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

23番河合良郎議員。

〔河合良郎議員登壇〕

○23番（河合良郎議員） 令和4年第2回定例会に当たり、自由民主党の一員として一般質問をいたします。

質問の前に、うがい友義議員のご逝去に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。今回は、4月から始まった金融教育についてお尋ねいたします。

2022年4月から、新しい学習指導要領に基づいた新たな金融教育が、高校、家庭科の授業で始まりました。小学校、中学校では既に新しい学習指導要領が導入されており、小学校では、道徳、生活、社会、家庭、総合的な学習の時間の各教科で、中学校では、道徳、公民、家庭、総合的な学習の時間の各教科で金融教育が実施されています。高校でもこれまで、公民の中の政治・経済という科目で、お金や社会、経済の仕組みについて、また、家庭科では、家計の収支管理の考え方や、自立した生活を営むための計画の立て方などについての授業を行ってきました。

では、今回はどう変わるのでしょうか。新しい学習指導要領では、家庭科の中で「生活における経済の計画と消費」という項目が設けられ、次の2点が掲げられています。1点目は、家計の構造や生活における経済と社会との関わり、家計管理について理解を深めること。2点目は、生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度などと関連づけて考察すること。追加項目の重要な点は、資金管理とリスクのテーマを扱ったことです。個人の資金管理として、ローンやクレジット、貯蓄、保険、株式、債券、投資信託など基本的な金融商品にも触れています。

今回、金融教育が拡充される背景の一つには、成人年齢の18歳引下げがあります。これにより、親の同意なしでクレジットカードや住宅ローンの契約、証券口座の開設などができるようになり、若い世代が詐欺や金銭トラブルに巻き込まれる危険性が高まるのではないかと指摘されています。4月からは未成年者取消権を使い契約を取り消すことができなくなりました。また、老後の生活保障が減少する可能性や日本の金融教育の遅れも挙げられています。日銀が事務局を務める金融広報中央委員会の2019年の金融リテラシーに関する調査によると、「金融教育を学校で受けたことがある」と回答した人は、日本では7%、一方アメリカでは21%、「金融知識に自信がある」と回答した人は、日本では12%でしたが、アメリカでは76%でした。（スクリーンを資料画面に切替え）

ここで、日本と米国やOECD各国との金融リテラシーに対する意識調査の比較を見てみます。

金融リテラシーとは金融に関する知識や情報を正しく理解し、主体的に判断することができる能力を指します。初めに、OECDと日本の意識調査の結果を見てみます。

図1、2を見てみると、「金融知識」「望ましい金融行動」「望ましい考え方」の全てにおいて、英国、ドイツ、フランスは日本を上回っています。次に、米国との比較を見てみます。図3を見ると、正解率が米国53%と日本を6ポイント上回っています。特に「金融知識に自信がある」の割合は米国が76%と、日本の12%を大きく上回っています。（スクリーンの資料画面を切替え）

次に、日本のリテラシー・クイズ（インターネット調査）の結果を見てみます。全国平均の正解率は52.6%です。議場の皆様は何%の正解率を得ることができるでしょうか。日本銀行調査統計局がまとめた家計金融資産構成で、日本は、現金、預金の割合は何と51.5%で、金融資産が預貯金に偏っていることが分かります。そのためにリスク資産の割合が低く、収益率（リターン）は米国やOECD諸国と比較すると、とても低くなっています。資産運用事情は、国民性というよりも、知識や理解の有無が資産運用の傾向に表れていると言えるのではないのでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

金融教育の政府機関として、内閣府では、関係省庁との連絡会議を設置、金融庁では金融経済教育研究会を設置、金融教育の学習支援、普及活動などに力を入れています。3月17日、金融教育用高校生向けの「金融経済教育指導教材」を発表。金融経済教育推進会議では「金融リテラシー・マップ」を公表。文部科学省では金融教育に関する各教科内容に関する改訂を実施、消費者庁では「消費者教育の体系イメージマップ」「活用ガイド」を公表。日本銀行情報サービス局に置かれている非営利団体金融広報中央委員会では、金融経済情報の提供「知るぽると」や金融教育を体系化した「金融教育プログラム」を発行などなど、日本でも本格的な金融教育を始める機運が高まっています。

ここでお尋ねします。学校教育の中では金融教育という科目は存在しません。社会科や家庭科など教える事項が多い中で、金融教育に焦点を当てて体系的に内容を深めるには、各科目の連携が不可欠と考えます。本区の現状と課題、見解をお答えください。

金融庁が高校生及び教員向けに作成した金融リテラシーに関する動画などの教材や、金融広報中央委員会の中学生及び高校生向けに作成した金融経済に関する教材については、各都道府県、指定都市教育委員会等に周知を行ったと聞いています。金融教育が本格的に始まった2022年、金融経済教育指導教材や金融教育プログラムなどを活用した教育、東京都金融広報委員会との連携などが必要と考えます。金融広報中央委員会では、学校に金融広報アドバイザーの派遣、金融リテラシー講座の開催、実践的に金融教育の研究を行う学校を支援する金融・金銭教育研究校制度、金銭教育の進め方についての研究を行う金融・金銭教育協議会開催など様々な活動を行っています。

ここでお尋ねします。各学校において適切に指導の充実を図っていくためには、本区教育委員会を中心に、政府機関や民間団体との連携協力が必要と考えます。中でも、東京都金融広報委員会との連携は重要と考えます。本区の現状と課題、見解をお答えください。

文部科学省の担当者や金融広報中央委員会の事務局によると、学習指導要領の内容は網羅的に触れていただくものですが、金融教育の方法が標準化されていないため、どのぐらいの時間をかけて指導するかは学校の裁量で判断するものと話しています。どこまで詳しく教えるかも学校の判断で決まるため、温度差が出てくる可能性もあります。金融経済教育指導教材は充実していたとしても、授業の関係や現場の先生の判断次第では、子どもたちの認識は今までと何も変わらない可能性もあります。先生自身も子どもが金融教育を受けることの大切さをしっかりと認識して、寄り添った内容を届ける必要があると考えます。

また、金融教育を進める鍵は、人材、教材の活用だとも言われています。そこで重要となるのがデジタルや外部人材の活用です。

ここでお尋ねいたします。授業時間制約の問題、専門性に対する教師の問題、eラーニングの現状など、また、外部人材では、金融広報中央委員会からのサポートも必要ですが、本区独自の地域経済発展に関する連携協定6番（産学官連携）を活用した取組も行うことができるのではないのでしょうか。本区の現状と課題、見解をお答えください。

最後に、金融教育の広報戦略についてお尋ねいたします。金融資産の51.5%を現金、預金で占めている日本の家庭。金融広報中央委員会の金融リテラシー調査では、70歳代の金融リテラシーが最も高い結果を示す一方、特殊詐欺の被害者の90%が65歳以上に集中しているという矛盾した調査結果。また、少子高齢化により、年金の給付水準の低下が見込まれるにもかかわらず、その周知は不十分である現状など、認知機能低下に対応した資産管理手法や資産移転の仕組みが必要になってきた現代社会では、高齢者に対しても現実に即した質の高い金融リテラシー教育、学びの場の提供が必要と考えます。広報千代田の活用など、金融教育を分かりやすくシリーズ化してみてもどうでしょうか。本区の見解をお答えください。

金融教育は次世代の生きる力を磨く教育です。その中で、資産運用におけるリスクとリターンとの関係を理解します。私たちも自身の金融リテラシーを見つめ直し、ゆとりある老後のために何をしたらいいのか考えてみる必要があるかもしれません。

以上、明快な答弁を期待し、質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長佐藤尚久君登壇〕

○教育担当部長（佐藤尚久君） 河合議員の金融教育に関するご質問にお答えいたします。

まず、金融教育に焦点を当てた体系的な内容を深めるための、社会科や家庭科など各科目の連携による指導についてですが、議員ご指摘のとおり、高等学校では令和4年4月に改訂された学習指導要領において、必修科目である家庭科の学習で、資産運用や資産形成について、また、公民科では金融の動きについて学ぶことになっております。消費や金融、経済については、小・中学校においても、主に社会科や家庭科の内容として指導することとなっております。教育委員会では、令和4年4月からの成年年齢引下げにより、消費や契約が中・高生にとって一層身近なものとなったことにより、学校における金融教育の重要性がますます高まっていると認識しております。

議員ご指摘の金融教育に焦点を当てた体系的な指導内容の関連性が必要であるという点は、そ

の意味においても指導上の工夫が必要な部分の一つとして捉えております。具体的には、中学校、中等教育学校では、各教科の年間指導計画に基づき、各単元において時数を確保し、金融教育を実施しています。また、社会科及び家庭科における金融教育について、カリキュラム・マネジメントの観点から、各教科における指導時期をそろえることで、生徒が内容を関連づけながら学習できるよう工夫している学校もあります。

教育委員会といたしましては、引き続き、学校教育における金融教育の充実を図るとともに、金融教育の考え方や育成すべき資質、能力、系統性や関連性等について、各学校への説明や教員研修を通して指導、助言してまいります。

次に、政府機関や民間団体、東京都金融広報委員会等、外部機関との連携や人材の活用についてですが、外部機関の専門家との連携やその活用は、子どもたちが学習内容をより身近なものとして、また、自分事として捉えるために効果的であると考えております。実際に、外部講師を招聘し、世界の金融市場の動きについて学ぶ機会を設定している学校もございます。議員ご指摘の東京都金融広報委員会や金融庁においても、学校向けの金融教育に関する学習支援や出張授業を行っております。こうした外部機関との連携や人材活用の情報を学校とも共有し、各学校がそれぞれの発達段階に応じた金融教育について適切に指導が行われるよう、教育委員会としても指導、助言を行ってまいります。

最後に、地域経済発展に関する連携協定を活用した本区独自の取組についてですが、千代田区、東京商工会議所千代田支部及び興産信用金庫は、令和3年7月に、地域経済の発展に係る連携強化を図るため地域経済発展に関する連携協定を締結しており、その内容として、産学官連携に関することが含まれているのは議員ご指摘のとおりです。教育委員会といたしましては、前述した外部機関との連携の方向性の1つとして、本協定の活用について、まずは所管の地域振興部とも協議をしてまいります。

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 河合議員の、高齢者に向けた金融教育に関するご質問にお答えいたします。

令和2年度版高齢社会白書によれば、我が国の65歳以上の高齢者の割合は、2020年9月には28.7%、さらに2035年には3人に1人が高齢者になると予測されています。一般的に金融資産は年齢とともに積み上がることから、おのずと若年層より高齢者の保有額が多くなります。一方で、高齢者人口の増加とともに、認知機能が低下する高齢者が増えることから、そうした高齢者を狙った特殊詐欺被害が後を絶たないものと認識しています。

デジタル化の進展に伴い、金融機関のセキュリティが強化され、手続が複雑になり、デジタルの知識が乏しい高齢者にとって、金融資産の管理はハードルが高まることが想定されます。こうした中で、民間レベルでは、高齢者の健康状態や認知機能に応じた資産運用の提案など、様々な金融サービスが研究されています。また、全国銀行協会では、成年後見制度の活用を原則としつつ、代理権を持たない親族の預金の引き出しを限定的に認める指針を策定するなど、成年後見制度の運用を通して、官民が連携し、認知症高齢者のサポート体制を構築していくことが求められ

ています。

区は、今年度策定した成年後見制度利用促進基本計画の中で、認知症に限らず、病気や知的障害、精神障害で判断能力が低下しても、自己決定が尊重され、その人らしい生活を送ることができるよう、関係機関が連携して権利擁護支援に取り組む体制を整備するとしています。また、社会福祉協議会が運営するちよだ成年後見センターでは、元気なうちから高齢者ご自身が将来をイメージしていただけるよう、千代田区版エンディングノートの活用や、日常的な金銭管理と財産の保管を支援するサービスなど、成年後見制度につながる前の支援や本人意思を尊重する支援に注力しています。

今後もちよだ成年後見センターと連携しながら、認知機能が低下した高齢者はもとより、元気な高齢者が自ら築いた財産をご自身のために適切に活用できるよう、広報紙への掲載など様々な機会を通じて普及啓発に努めてまいります。

○議長（桜井ただし議員） 次に、12番木村正明議員。

〔木村正明議員登壇〕

○12番（木村正明議員） 私は、日本共産党区議団の一員として、一般質問を行います。

最初は、**東京都の新たな被害想定をうけた、今後の区の防災対策について**であります。東京都は5月25日、首都直下地震等による被害想定を公表しました。10年ぶりの見直しです。マグニチュード7から9クラスの複数の地震を設定し、都心南部直下地震の被害想定では、死者数が10年前の9,641人から6,148人に減りました。住宅の耐震化率が前進するなど、地震災害対策が着実に進んだと被害想定は述べています。

同時に、この10年間で高層マンションが区部で約1,000棟増えるなど、都市が大きく変化しています。被害想定は、そうした都市状況の変化を反映するとともに、2016年の熊本地震など、全国各地の大規模地震等の最新の知見等を踏まえ、見直されました。今回の発災時の時間軸ごとの被害の様相が、身の回りで起こり得る災害シナリオとして示されました。また、被害を数値で示せる定量的評価とともに、数値で示せない定性的評価も含め包括的な評価が行われたのも今回の見直しの特徴です。

今後、都の地域防災計画の修正を見据え、区の地域防災計画の見直しに入ることになります。ここでは被害想定 of 報告書を踏まえ、防災対策の方向性に絞って伺います。

1つは、国や都言いなりに一極集中を進める施策を続けていいのかという問題です。この10年間も都心部では、都市間競争の名で超高層ビルの建設ラッシュが続きました。その結果、様々なリスクをつくり出しています。（スクリーンを資料画面に切替え）

報告書は次のように述べています。大手町・丸の内や西新宿等の超高層オフィスビル街では、膨大な滞留者への救助活動、避難誘導、大量の帰宅困難者等への対応等が必要となるが、対象者数が多いため、混乱が生じ、施設管理者だけでは避難誘導等が困難となる。長周期地震動が発生した場合、特に高層ビルの上層階では、著しく大きい揺れによって、屋内にいる人が転倒したり、収容物の移動・転倒に巻き込まれ、死傷者がさらに増加する。地下鉄や地下街で出火した場合、多くの人々が火災に巻き込まれる。等々です。今回の被害想定は、災害リスクを高める一極集中政

策の見直しを迫っているではありませんか。区長の見解を求めます。

2つ目は、マンションの防災対策です。（スクリーンの資料画面を切替え）報告書は、自宅が安全な場合、日頃から十分に備えておくことで、住み慣れた自宅に留まることは有効と述べながら、ライフライン復旧が長期化した場合、生活が徐々に困難化していくと述べています。

「災害シナリオと被害の様相」を見ると、発災して3日後から、在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加します。

避難所では、必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加します。

1週間後から、高齢者や既往症を持つ人らが、慣れない環境での生活により症状が悪化する可能性について言及しています。これらが教えているのは、避難所の拡充と在宅避難者への支援の必要性であります。避難所の質量両面での拡充とともに、住み慣れた自宅での避難を可能とするため、マンションの自主的な防災組織づくりと在宅避難者への支援体制を検討する必要がありますか。答弁を求めます。

3つ目は、地震災害への備えに対する啓発と支援の強化です。（スクリーンの資料画面を切替え）報告書は防災・減災対策による被害軽減効果についても触れています。建築物の耐震化と家具の転倒防止対策の推進は、死者数を大幅に減らします。地震災害への備えとして、建築物の耐震化と家具の固定化は有効です。区の耐震化助成制度をより使い勝手のよいものに改善・拡充を図ること、家具転倒防止器具設置助成事業の復活を求めたいと思います。（スクリーン表示を元に戻す）

次は、**再開発事業に伴う区道の廃止処分に当たって、公正で透明な手続きルールについて**です。

外神田一丁目南部地区の再開発事業は、区道を廃止し宅地化し、新たに建設される再開発ビルの床に変換する計画です。区内では初のケースです。（スクリーンを資料画面に切替え）

これは外神田一丁目の路線価図の一部です。路線価とは、道路に面している標準的な宅地の1平米当たりの価額を言います。このように区道には路線価が付され、区道に面する宅地はこの路線価を基に評価されます。路線価の付された道路は、言わば宅地評価の物差しです。その物差しを宅地化するというのは原理的におかしい話です。

ところが、政府はそれを推進する立場です。国土交通省の成長戦略は、細分化された土地を集約、整形して一体的敷地として活用するため、国公有地等の有効活用などによる大街区を推進すると述べています。（スクリーンの資料画面を切替え）

同時に、その大街区化の進め方を説明した大街区化ガイドラインは、次のように述べています。大街区化は、公共施設が変更されることにより、地域住民が所有する土地の資産価値、利用者の利便性に対しても、少なからず影響を及ぼすものである。ここで言う公共施設とは道路や広場のことです。その変更が影響を及ぼす以上、住民や利用者に説明が求められます。

ガイドラインは、また、「民間からの提案を受けて行政が支援を行う場合、創出される大街区において土地の有効高度利用が可能となることから、特定のプロジェクトに限定してメリットを与える行為として批判を受ける懸念もある」。こうした批判に対して、「大街区化により実現す

る公益性について市民・議会への説明責任を果たす」と述べています。国は、特定の事業者への優遇ではという批判を受けることを危惧する地方自治体に対して、市民と議会への説明責任を果たせと尻をたたいています。

さて、ガイドラインはさらに、公共用地の処分、いわゆる道路や広場の処分について、貸付け時の賃貸料や売却時の価格と処分の価格を決定するための土地評価の手法が課題、地方財政法や地方公共団体による公有財産管理に係る規則に従い、適正な時価により評定することと述べています。公共用地の処分、つまり道路などの処分に際し、国も土地評価の手法等に課題があることを認めながら、適正な時価により評定しなさいと自治体任せです。無責任というほかありません。

(スクリーン表示を元に戻す)

このように区道の廃止処分については多くの課題があります。にもかかわらず、区内には区道を再開発区域に組み込んだ事業が幾つも計画されています。それだけに早急に公正で透明な手続ルールを定める必要があります。

私は、市街地再開発事業に伴う区道廃止処分に際しての手続ルールとして、以下の3点を提案するものです。

- 1つ、住民や利用者に周知し意見を聴くこと。
- 2つ、道路の評価方法、売買価格の設定方法などを区民と議会に事前に示すこと。
- 3つ、区道を廃止し実現する公益、つまり都市計画法が言う「公共の福祉」の増進となることについて、区民と議会に説明責任を果たすこと。

この3点について、区長の答弁を求めるものであります。

最後に、**家賃助成事業**について質問します。

厚生労働省は、4月末、生活困窮者自立支援のあり方等に関する検討会の論点整理を発表しました。その中で、コロナ禍の下、一定の役割を果たしてきた住居確保給付金について、住宅手当といった家賃補助的な施策も含め、普遍的な社会保障施策として検討する必要があるのではないかと述べています。注目すべき指摘です。

国会で厚生労働大臣は、家賃補助制度も含めて検討していくと答弁しました。日本は先進国で家賃補助を持たない数少ない国の一つです。国に対して恒久的な家賃補助制度の創設を強く求める必要があります。見解を求めます。

千代田区の住宅施策は、2000年代以降、新自由主義の影響を受け、公営住宅の整備を主体とした住宅施策を抜本的に見直し、住宅ストックの有効活用や住宅市場の活用を図る方向にシフトしました。この時期に家賃助成事業も変更になりました。高齢者世帯、障害者世帯、独り親世帯を対象にした定住支援福祉家賃助成事業が、2006年4月、現行の居住安定支援家賃助成事業に変わりました。その中で助成期間が5年間に制限されたことは大きな後退です。利用世帯は今大きな不安を抱えています。

現在、居住安定支援家賃助成事業を利用されている世帯は何世帯でしょうか。また、助成期限を設けたのはなぜなのか、理由をご説明ください。

区独自の家賃補助事業である次世代育成家賃助成事業と居住安定支援家賃助成事業は、家賃等

の一部を補助することができる」と規定する住宅基本条例第14条に基づく事業と認識していいのでしょうか。答弁を求めます。

住宅基本条例は、住宅施策の目標を、全ての区民が人間として尊重され、安全かつ快適な住環境の下でそれぞれの世帯に応じた良質な住宅を確保できるようにすることに置いています。住まいは人権です。この立場に立った住宅施策の拡充を求め、質問を終わります。（拍手）

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 木村議員のご質問のうち、家賃助成事業についてお答えいたします。

本区は、高齢者や障害者など特に居住の安定を図る必要がある方への支援に重点を置き、居住安定支援家賃助成事業を実施しています。ご指摘の住居確保給付金を普遍的な社会保障施策とすることについては、雇用政策とともに、国において今後検討されるものと認識しています。

次に、令和3年度居住安定支援家賃助成事業利用世帯の状況でございますけれども、高齢者世帯5世帯、障害者世帯5世帯、独り親世帯7世帯、合計17世帯でございました。居住安定支援家賃助成は、居住継続を保証するものではなく、定住の意向を支援する緊急的な対応として、世帯所得に応じて上限月額5万円までを5年間にわたり家賃補助しております。また、この家賃助成と別に、契約更新時の更新料や火災保険料、礼金、仲介手数料も補助しており、きめ細やかな支援であるため、妥当な期間であると考えます。

次に、家賃補助事業が住宅基本条例第14条に基づく事業かというお尋ねでございますけれども、条例第14条は、特に援助を必要とする者に対して、その家賃等の一部を補助することができる」と規定しております。また、条例第1条では、住宅施策はそれぞれの世帯に応じた良質な住宅を確保できるようにすることを目標とすると規定してございます。すなわち、居住の確保は、それぞれの世帯に応じた自助努力を基本としつつ、家賃助成については、公平性等に配慮し、特に居住支援が必要な高齢者、障害者世帯などの居住の継続、安定を図ることや、子育て世帯等の定住性の向上、次世代育成の支援といった、特に必要な行政課題への対応の必要性から創設をしたものであると認識しております。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 木村議員の、再開発事業に伴う区道の廃止処分に際して公正で透明な手続きルールについてのご質問にお答えいたします。

まず、住民や利用者に周知し意見を聴くこととのご質問ですが、これまでも、市街地再開発事業にかかわらず、区道廃止をする際には、住民や利用者の影響を考慮し、適正な手続にのっとり行ってきており、今後の市街地再開発業においても同様に手続を進めていく必要があると考えております。

次に、道路の評価方法、売買価格の設定方法などを区民と議会に事前に示すこととのご質問ですが、市街地再開発事業における土地や建物の評価に当たっては、都市再開発法において、評価基準日における近傍類似の取引価額を考慮して決定するとされておりまして、適正な鑑定評価の上決定することが原則となります。評価基準日は、市街地再開発事業が都市計画決定された後の

権利変換の時期になることから、そのような適切な時期に説明をする必要があると考えております。

最後に、市街地再開発事業を進める上において、公共の福祉の増進については、議員ご質問のとおりであると認識をしております。例題で出された外神田一丁目南部地区では、地区計画の案において、緊急輸送道路に面する部分をはじめとした耐震化対策が必要な建物や、低密度利用の土地建物を中心に、敷地の統合、集約化、幅員の狭い道路の再編を一体的に行う街区再編を推進するものでございます。これにより、貴重な都市資源である川を生かしたまちなみ形成、良好な水辺空間となる親水広場や川沿いの歩行者導線の整備、また、万世会館や清掃事務所といった区有施設についても機能拡充を目指していくものです。

これまでも、本計画の公益性については、基本構想の策定時や関係権利者説明会などを通じて説明してきており、区議会には特別委員会等を通じて説明を行ってまいりました。今後も都市計画手続等を通じながら、区民の皆様や区議会に分かりやすく伝えていけるよう努力をしてまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） 木村議員の防災対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、今回、東京都防災会議が公表した新たな首都直下地震等による東京の被害想定につきましては、前回の公表の平成24年から、東京都全体の耐震化や不燃化等の防災力の強化を推進することにより、減災の効果が確実に現れたと評価されております。このことから、今後もより一層、耐震化や不燃化等を推進し、災害に強いまちづくりを進めていくことが重要であると認識しております。

次に、マンションの自主的な防災組織づくりや在宅避難者へ支援についてですが、区ではこれまでも、まちみらい千代田によるマンションの防災支援のほか、避難所運営協議会地区を単位とした、在宅避難者を含む一定の備蓄を行っております。今後は、令和5年度早期に示される東京都地域防災計画におけるマンション対策の方向性などを参考に、マンションと地域コミュニティとの連携の視点などを重視しつつ、在宅避難者を含む地域の避難者全体に関する対策の検討を進めることにしております。

次に、耐震化助成及び家具転倒防止器具設置助成についてですが、まず耐震化助成につきましては、建築物の耐震化が被害軽減につながるということから、区として耐震化制度の普及支援、財政支援及び拡充に取り組んでまいりました。今後も、耐震化の状況を見極め、また、国や都の動向を確認し、耐震化助成制度の拡充について検討してまいります。

次に、家具転倒防止器具設置助成についてですが、当該制度につきましては、平成30年に一定の役割を終えたものとして終了し、以降は消防など関係機関とも連携し、その普及啓発に注力しております。このような積み重ねにより、本区の世論調査でも実施率の向上が見られるところでございます。

なお、都の地域防災計画改定方針においては、家具転倒防止対策が今後の具体化を図るべき対策の一つとして例示されております。区といたしましては、その動向を注視しつつ、引き続き普

及啓発を図り、実施率の向上に努めてまいります。

○12番（木村正明議員） 再質問します。

まず、家賃補助だけれども、住宅条例14条に基づくものなのかどうかということについて、明確な答弁を頂けませんでした。もしそうでないというなら、14条に基づく家賃補助というのは、ではどういったものなのか、お答えいただきたいと思います。

それから、区道廃止の手続ルールの問題です。3つ提案しました。何一つやられていないから提案させていただいたんです。区道というのは区民の共有財産でしょ。だとしたら、それを廃止するとした場合には、区民やその利用者に周知し、意見を聞くというのは当たり前じゃありませんか。都市計画の前によ。それがなくなったら困ると言われたら、やめなくちゃいけないわけだから。そういう場が一度も持たれていないじゃありませんか。地権者の中ではそういった話は持たれているかもしれないけれども、周辺の皆さんには知らされていない。

それから、2つ目の土地評価の手法ですよ。これは国も課題だと言っていると。私、そう思います。国あるいはガイドラインは、それぞれの地方自治体の公有財産の管理規則に基づいて公正な手続で評価してくれと、こう言っているわけです。じゃあ、千代田区の公有財産の管理規則はどうなっているかということ、適正な時価により評価すると。何も言っていないじゃありませんか。ですから、土地の評価をどうするのか。これ、より踏み込んだ形で、公正な評価の仕方をやっぱりルール化していく必要があると。

それから3つ目は、何だっけ、忘れた。あ、公共性の問題です。区道を廃止し、床に換えることで実現する公共性、公益性ですよ。だって、区道を廃止するというのは事前に、廃止して床に換えるなんていうのは最近ですから。委員会の質問の中で初めて明らかになったことであって。

（ベルの音あり）これについて、明確な説明を事前に区民や議会に示すのは当たり前だと。そういうルールをつくるべきじゃないかと。

で、これは、実は北区の赤羽一丁目の再開発事業だけれども、これは北区のまちづくり推進課が配っている資料ですよ。ホームページでも見ることができます。これ、都市計画を決定するずっと前から、区道廃止しても公益性を実現するだとか、必要な機能は不足しませんとか、あるいは財産処分をどう進めるのか、区民に説明していますよ。決定に入る、もう、ずっと前から。何でほかの自治体でできることが千代田区じゃできないのか。そのこともご説明いただきたいと思います。

以上です。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 木村議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどご説明いたしました、住宅基本条例第14条に基づく家賃補助、それにおける特に援助を必要とするものに対してということについて、私のほうでさらに補足をしてご説明をしたところでございます。家賃補助が長期永続的に、あるいはその範囲の拡大等につきましては、様々、公平性の観点から、また自助努力の観点から、様々なご意見があろうかというふうに思っております。現状の家賃助成につきましては、特定の者を支援する、あるいは特定の行政課題に対し

て必要なものということで、14条に基づいた制度であるというふうに理解をしております。しかしながら、千代田区の地域特性とか自助努力とか、そういった状況も踏まえて適切に運用していくことがあるということ併せて説明をしたところでございます。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 3点の再質問を頂きました。

まずは道路に関しまして、大勢の人が利用しているんだから事前に周知すべきというご意見かなど、ご質問かなというふうに思っております。道路を廃道にする場合には、当然ながら交通量などの調査が必須という形になります。そのような調査を経て、廃道した場合の影響を検討すると。そこに面している関係者の理解はもちろんですけれども、通過交通等も考慮することという形になります。外神田一丁目と言えば街区全体の整備になりますので、整備が決定されれば関係者の理解は得られているというふうに理解させていただいております。利用者については車の通過交通は、特に外神田一丁目は問題ないと。人の動線については、総武線の北側との動線については貫通通路で確保するということになりますので、いずれにしましても適切な時期に適切な手続を踏むという形になるというところでございます。

次に、道路の評価方法に関しましてですけれども、先ほど述べたとおり、市街地再開発法において評価基準日における近傍類似の取引価額を考慮して決定するということですので、その時期に決定したものを説明をさせていただくという形になるというところでございます。

で、公益性の説明でございます。木村議員がご説明いただいたガイドラインの中で、大街区化が推奨される地区、事業の明示という項目がございまして、その中で、特定プロジェクトへのメリット許容との批判に対して事前に公益性を明示しろというのがガイドラインに書かれていると。その事前明示の手段として、特に地区計画等の活用やまちづくりに関するビジョンやガイドライン等の任意計画を活用することも、より機動的かつ柔軟に対応する観点から有効であるというふうな記載もございます。そういったところから、先ほども答弁したとおり、基本構想の策定や地区計画の策定時に、我々としては明示をさせているというものでございます。

○議長（桜井ただし議員） 次に、10番飯島和子議員。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 日本共産党区議団の一員として、一般質問を行います。

初めに、75歳以上の医療費負担増について質問します。

年金収入だけが命綱の高齢者にとって、6月支給からの0.4%の減額は大きな痛手です。天引きの介護保険料は3年置き、後期高齢者医療保険料は2年置きに負担が増え、年金振込額が1万円減額になった方も多く、悲鳴が上がっています。コロナ禍で、ドイツは付加価値税を3%減税した上に、年金支給額を6%も増やしました。暮らしを支えるために必要なことだと思います。

アベノミクスによる円安が追い打ちをかけ、生活必需品の軒並み高騰が当分続くと予想されています。日銀総裁は「家計は値上げを受け入れている」と述べ、強い怒りの声で謝罪に追い込まれました。

昨年6月、国会では、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の賛成多数で、75歳以上

の年収200万円以上の単身世帯、320万円以上の2人以上世帯に対し、今年10月から医療費窓口負担の倍化を決めました。多くの医療関係団体や研究者は、医療費窓口負担増は受診抑制を引き起こし、健康悪化を深刻化させると懸念を示し、100万筆を超える反対署名も提出されました。政府は、急激な自己負担額の増加を抑えるとして、月3,000円を補助上限とした配慮措置を3年間行うとしています。それも外来だけであり、入院は何の措置も取られていません。田村厚生労働大臣は、「ほかの支出を減らして対応できる」と述べましたが、まちの中では「冠婚葬祭のお付き合いまで減らし、節約はもう限界」という声が出されています。2倍化は中止すべきです。負担増について、区長も「受け入れられている」というご認識でしょうか。答弁を求めます。

小泉政権以来、自公政権は、社会保障の自然増を毎年2,200億円ずつ削減し、高齢者に給付を減らすか負担を増やすかと迫ってきました。今や、給付削減と負担増を同時に行い、負担できない高齢者を追い詰めています。このまま実施すれば、区内で約1,000人が2倍の負担増となります。高齢者の暮らしを支えるための区独自施策の検討を行うべきではないでしょうか、見解を求めます。

带状疱疹の予防注射助成について質問します。

带状疱疹は50代以降の方がかかりやすいウイルス性の皮膚疾患です。ピリピリした痛みを伴う赤い斑点と水膨れが帯状に現れ、痛みは3か月以上に及びます。日本人成人の90%はこのウイルスが体内にあり、免疫力が低下したときに発症し、80歳までに3人に1人が発症すると言われています。死に至ることはないと言われていますが、顔面に出ると、視力障害や失明、顔面神経痛などの合併症を引き起こすこともあります。

予防注射は、生ワクチンと不活化ワクチンがあり、接種は予防効果があり、罹患したとしても症状は軽く済むと言われています。それぞれの特徴もあり、生ワクチンは約8,000円、効果がより大きい不活化ワクチンは2回接種が必要で、1回が約2万2,000円とされています。負担が大きく、受けたくても受けられないという声があるため、助成する自治体が増えています。高齢者の带状疱疹ワクチン助成の検討を求めます。

次に、**ジェンダー平等**について伺います。

ジェンダー平等とは、性別に関係なく、多様性を認め合い、個人の権利が尊重されることです。日本のジェンダーギャップ指数が低い原因は、政治と経済分野の際立った遅れです。経済分野の遅れを解消する課題である男女賃金格差をなくすことについて質問します。（スクリーンを資料画面に切替え）

男女の平均賃金は、年間240万円の差。年金も含めると、生涯1億円の差になります。この要因は管理職の女性比率が低いこと、男性の残業代が多いこと、非正規の女性の割合が高いことなどです。（スクリーンの資料画面を切替え）国会で我が党が取り上げ続けていた質問に答え、政府はやっと男女の賃金格差是正に踏み出しました。

今年度から、301人以上の企業、国と地方公共団体の男女平均賃金の公表の義務づけです。（スクリーンの資料画面を切替え）海外では既に行われています。今後、格差をなくすための行

動計画をつくることなども必要です。区で働く男女の賃金格差是正のための具体的取組をお示しください。公表義務づけの対象外の民間事業所での取組を進めることが必要です。これを促進させるために、区が事業者選定をするときに男女平均賃金の実態を重視することもその一つです。

(スクリーン表示を元に戻す)

区に提出する入札時の企業の社会的責任、いわゆるCSR該当調査票などに男女賃金実態を加えることを求めます。

2点目、選択的夫婦別氏制度について質問します。

米国で暮らしていた映画監督夫妻が、千代田区に婚姻届を提出しました。このご夫妻は、海外での別姓のままの婚姻関係を日本でも有効と認めた昨年4月の東京地裁判決を受けて、千代田区に戸籍の記載を求めました。しかし、いずれかの姓を選ぶ欄に両方をチェックしたことを理由に受理されなかったことが報道されました。このご夫妻は、「婚姻が成立しているのに戸籍に反映されないという矛盾を早く正してほしい。国会は立法措置をしてほしい」と語っています。

民法750条は、「婚姻に当たり、夫又は妻の氏を称する」となっています。これは1898年の明治民法以来であり、このような強制的夫婦同一氏制度は日本だけです。氏を変えるのは女性が96%です。変えたために不利益が生じ、事実婚を選択する方も増えています。男女共同参画白書は、事実婚を選択する夫婦が成人人口の約2~3%としています。国は世論に押されて通称使用を認めるようになりましたが、公的使用と矛盾が起り、混乱も多く生じています。

昨年12月11日の参議院予算委員会で、林伴子内閣府男女共同参画局長は、企業、行政にとってもコストや事務負担が大きく、経済的にもマイナス、パスポートは旧姓併記が可能だが、航空券やビザは戸籍名なので現地で混乱することなど、海外での仕事や生活に支障がある。戸籍名と通称を使い分けることにより、マネーロンダリングなど悪用の懸念、離婚、再婚により旧姓が複数ある人も多くなっている。名前は個人の尊厳やアイデンティティー、人権に関わるものであり、通称使用では根本的な解決にはならないと指摘しています。さらに、手術の同意や生命保険夫婦加入、携帯電話家族割などが適用されない。離婚後、親権者である母親が旧姓に戻っても、子は父の姓のまま、母子の姓が異なることなどもあります。区の通称使用の職員にも、このような不便が生じているのではないのでしょうか。

内閣法制審議会は、1996年に選択的夫婦別氏制度導入を含む民法一部改正を答申しましたが、国会に上程すらされていません。内閣府規制改革推進会議は、人権問題であり、女性の地位向上を進めるためにも改正は必要と提案しています。ところが、国の第3次男女平等共同参画基本計画では、夫婦や家族の在り方の多様性や、女性差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、選択制夫婦別氏制度を含む民法改正が必要であるとなったにもかかわらず、第5次は当初案の「必要な対応を進める」という記述が修正され、「さらなる検討を続ける」に後退してしまっています。

昨年3月の日経新聞世論調査では、「男女別氏制度導入に賛成」67%、「反対」26%、18歳から39歳に限れば、84%が賛成です。

区第6次ジェンダー平等推進行動計画策定のために行った意識実態調査報告書の自由記載にも、選択的夫婦別姓が認められていないので法律婚ができないという意見が寄せられました。しかし、

行動計画には、選択的夫婦別姓の文言は見当たりません。次期行動計画策定時の意識実態調査に、制度導入について、区民の意見を聞くことを検討してはいかがでしょうか。見解を伺います。

区長の理念である、多様性を尊重し包摂する社会は、別姓を選択したカップルに不利益が生じることはなくなるでしょう。区長は選択的夫婦別氏制度の実施を国に求めるべきではないでしょうか。見解を伺い、質問を終わります。（拍手）

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 飯島議員のご質問のうち、75歳以上の医療費負担についてお答えいたします。

全世代対応型の、社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が昨年改正され、令和4年10月から、75歳以上の後期高齢者医療の窓口負担が、一定以上の所得のある方は1割から2割に見直されます。

少子高齢化が進み、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで医療費の増大が見込まれる中で、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、現役世代の負担上昇を極力抑え、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築するものであり、区といたしましては、次世代につなげていくという観点から取組を進めるものと認識しております。

このたびの見直しに伴い、自己負担が2割となる方への負担軽減として、3年間、外来医療の負担増加額の上限が1か月当たり最大3,000円までとなるのは、飯島議員ご指摘のとおりでございます。

高齢者の負担軽減策につきましては、これまでも東京都後期高齢者医療広域連合と都内62区市町村で協議し、合意の上、所得割の軽減など、保険料の増加抑制策を講じており、今後もそのような形で継続して対応してまいります。

後期高齢者医療制度を含む社会保障制度については国において議論されるべきものと認識しており、今後も国の動向を注視しつつ、特別区担当部課長会などの場で広域連合とも協議し、国や広域連合への必要な要望などを行ってまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 飯島議員のご質問のうち、高齢者の带状疱疹ワクチンの公費助成に関するご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、成人の带状疱疹ウイルスに対する抗体保有率は90%以上であり、加齢などによる免疫力低下が原因の一つと考えられることから、高齢化に伴い、患者の増加が懸念されます。

また、ワクチンに関しましては、国の厚生科学審議会にて定期接種化について審議が継続されており、带状疱疹ワクチンについては、引き続き期待される効果や導入年齢に関する検討が必要とされているところです。

ワクチン接種の公費助成については、助成を開始する自体が増えており、対象ワクチンや助成額、対象年齢など、助成内容は様々でございます。

ワクチンの有効性、安全性及び副反応に関しても新たな知見が得られていることから、今後、

国の動向や他自治体の導入事例を注視し、公費助成や普及啓発についての検討を進めてまいります。

〔文化スポーツ担当部長恩田浩行君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（恩田浩行君） 飯島議員の選択的別氏制度に関するご質問にお答えいたします。

選択的夫婦別氏制度導入について、次期行動計画策定時の意識実態調査にて区民の声を聞いてはというご提案についてですが、国において、令和3年に家族の法制に関する世論調査の中で、夫婦の名字の在り方や名字の変更による不便、不利益、夫婦の名字が違うことによる子どもへの影響等について、詳細な分析結果が示されております。現段階では、本区の男女共同参画についての意識実態調査における夫婦別氏制度の調査については、国の調査で足りるものと考えております。

選択的夫婦別氏制度については法務省において検討され、平成8年2月に法制審議会が民法の一部を改正する法律案要綱を答申し、制度の導入が提案されています。また、令和2年12月に閣議決定された第5次男女平等共同参画基本計画においても、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進めることとされています。今後も国民的議論がなされるものと期待しており、その動向を注視してまいりたいと存じます。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） 飯島議員のジェンダー平等のご質問にお答えいたします。

まず、区で働く男女の賃金格差是正のための具体的取組についてですが、本年6月3日に国の女性版骨太の方針2022において、地方公共団体の男女賃金の差異に関わる情報公開を行うことが示されました。しかし、現時点においては、国からの算出基準等の具体的情報提供がないため、本区における男女の賃金差異に関する現状把握や要因分析等に着手できておりません。今後は、国の情報を受け、現状把握を行った上で、具体の対応を検討してまいります。

なお、本区では、千代田区特定事業主行動計画を定め、全ての職員が家庭生活と仕事を両立しながら活躍し、職員が働きやすく、持てる力を最大限発揮できる職場を目指した取組を進めております。男女の賃金差異に関する取組もこの計画の推進と重複する部分がありますので、職員のワーク・ライフ・バランス、男性職員の積極的な育児休業の取得等を促しながら、女性職員の活躍に向けた支援も行いつつ、誰もが働きやすい職場環境を整備してまいります。

次に、区の契約における男女平均賃金の実態重視についてでございますが、区では公募制指名競争入札やプロポーザル方式において、社会貢献度を測る基準として、CSR、企業の社会的責任を評価し、活用しております。

国の方針では、301人以上の事業主については、男女の賃金差異の情報開示が義務化となる一方、300人以下の事業主については、施行後の状況を踏まえ検討を行うとされているため、本区の契約時におけるCSRの評価、活用については、今後の国の動きを注視してまいります。

なお、現在、CSR該当項目の中には、男女共同参画社会実現への貢献があり、一般事業主行動計画の策定が要件となっております。

今後も、引き続き事業主へ女性活躍に向けた支援等の行動を促すことで、男女共活躍できる社会の実現を推進してまいります。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 再質問いたします。別氏制度導入について伺いたいと思います。

国民的議論がなされると思うので注視していくというご答弁を頂きました。しかし、議論をしていくということの世論をつくっていくということがすごく大事だと思うんですね。で、国のほうは、なかなか今動いていない、一部の方の反対という、なかなか動いていないわけですが、これで別氏の選択ができないことで非常に不利益を被っている方がいらっしやると。それが、やっぱり女性活躍の壁になっているということが、事実があります。

女性経営者などが集まっている、制度導入の早期実現を目指すビジネスリーダーの会というのがありますけど、ここの中でも、やっぱり、国際的な特許を取るとかパスポートの取得のたびに、離婚、ペーパー離婚を6回も繰り返すとか、そんな事態も出ているようです。

この問題については、やはりさきに紹介した映画監督の方も、報道によると、区役所で区長に会われたと。区長は国会で立法措置の議論を進めてほしいとおっしゃっていましたが、こういうふうに報道されていました。国会で立法措置の議論を進めるためには、やはり世論ということで、私は、千代田区から、区長から国に言ってほしいと、そのように質問の中で申し上げました。やはり多様性という点では、みんなが別氏になることを求めているんじゃないかって、選択肢を増やすということなんですね。これは、つまり多様性を広げていく、それによって、きちっと夫婦としてやっていけるという、その選択肢を広げるということなんですね。

実際に、不利益、不便、不自由を感じている方々がいらっしやる。それを取り除いていくというだけのことなんですね。そういうことでは、ぜひ、区長からも国に早期実現ということの後押しというか、提案してほしい。とりわけ、やっぱり多様性を求める、包摂していくというふうなことを理念として掲げられていらっしやるわけですから、そういう社会、で、女性が活躍できるという場を広げていきたいという、そういう千代田区の思いがあるのであれば、ぜひ国のほうに提案をしていっていただきたいと思いますので、区長のほうから、ぜひ、いいご答弁を頂きたいと思います。

以上です。

〔文化スポーツ担当部長恩田浩行君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（恩田浩行君） 飯島議員の選択的夫婦別氏制度につきましての再質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、多様性というところで、様々な形で議論がされているということは認識しております。はい。しかしながら、（発言する者あり）ええ、議論されていることは認識しております。ただ、世論の形成というところでいきますと、国民的議論を踏まえた形で、皆様方のまずお声が上がって、それを吸い上げる形で進めていくというのが穏当な進め方ではないかと考えております。（発言する者あり）ええ。はい。

そういった形で、区としては、（発言する者あり）先ほど申し上げましたとおり、国等の議論

を注視しながら、その動向を見定めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願
いいたします。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。本日は以上で延会したいと思いますが、異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日7月1日午後1時から開会します。

ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

本日は以上で終了します。延会します。

午後6時46分 延会